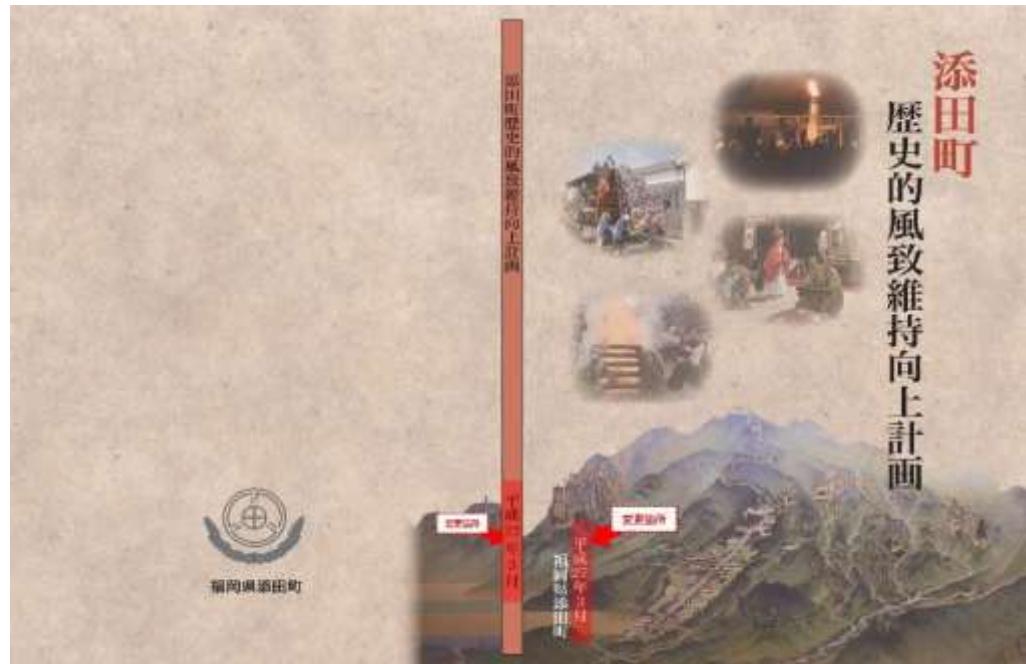


旧

(表紙)



新

(表紙)



変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
表紙	表紙	平成27年3月	令和3年3月	最終計画更新時期変更のため(軽微な変更)

旧		新	
(P2)		(P2)	
<p><b>2. 計画の位置づけ</b></p> <p>本計画は、歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として策定されるものである。</p> <p>また本計画は、「源井町第5次総合計画」における5つの施策の一つである「豊かな心と生きる力が生まれ、文化が蘇るまち」を推進するため、本町の都市・文化を活用したまちづくり構想として策定された、「源井町歴史文化遺産まちづくり基本構想」の実現化を図るために策定であり、歴史的風致の維持向上に資する各種事業を計画的、かつ推進力を持って取り組んでいく。</p> <p><b>3. 計画期間</b></p> <p>平成26年度から<b>平成35年度</b>までの10年間とする。</p>		<p><b>2. 計画の位置づけ</b></p> <p>本計画は、歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として策定されるものである。</p> <p>また本計画は、「源井町第5次総合計画」における5つの施策の一つである「豊かな心と生きる力が生まれ、文化が蘇るまち」を推進するため、本町の歴史・文化を活用したまちづくり構想として策定された、「源井町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」の実現化を図るために策定であり、歴史的風致の維持向上に資する各種事業を計画的、かつ推進力を持って取り組んでいく。</p> <p><b>3. 計画期間</b></p> <p>平成26年度から<b>令和5年度</b>までの10年間とする。</p>	

変 更 章 後 ページ	変 更 章 前 ページ	変 更 前 前	變 更 前	變 更 後	變 更 理 由
序章	2	序章	2	平成26年度から <b>平成35年度</b> まで	平成26 年度から <b>令和5年度</b> まで 元号改元による変更

旧				新			
(P4)		(P4)					
変 更 章 後 ページ	変 更 章 前 ページ	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由			
序章	4	序章	4	平嶋 道行 npo 法人 福岡文化財匠塾正会員 一級建築士 建築学 ○ ○	岡 大輔 特定非営利活動法人 デザイン都市・プロジェクト 理事長 特定非営利活動法人 和の文化研究会 副理事長 都市計画 — ○	前任者の意向による辞任に伴う変更	
序章	4	序章	4	太宰府市 教育委員会 文化財課 課長	元太宰府市 教育委員会 文化財課 課長	退職に伴う役職変更	
序章	4	序章	4	国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 課長	国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画管理課 課長	機構変更に伴う変更	
序章	4	序章	4	財政課 建設課 まちづくり課 文化財係	【削除】 道路整備課 まちづくり課 歴史文化財係	機構変更に伴う変更	

変 章	更 後 ページ	変 章	更 前 ページ	変	更	前	変	更	後	変	更	理	由
序章	6	序章	6				『平成27年3月16日(月)』 ～ 『書面による意見聴取 (令和2年4月8日付依頼)』			『表 計画策定後の経緯』の追記			

序章 p6 「計画策定後の経緯」表への追加内容

平成27年3月16日(月)	【第5回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	添田町歴史的風致維持向上計画の計画変更の確認
平成27年6月24日(水)	【第6回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成26年度の事業スケジュールの確認 平成27年度の実施予定事業の検討
平成28年4月21日(木)	【第7回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成26・27年度実施事業の進行管理・評価 平成28年度の実施予定事業の検討
平成29年3月16日(木)	【第8回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成28年度実施事業の進行管理・評価 平成29年度の実施予定事業の検討
平成30年3月22日(木)	【第9回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成29年度実施事業の進行管理・評価 平成30年度の実施予定事業の検討
平成30年10月25日(木)	【第10回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成30年度実施事業の進捗状況報告 平成31年度の実施予定事業の検討
平成31年3月5日(火)	【第11回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成30年度実施事業の進行管理・評価 中間評価(H26-H30) 計画の変更(案)の検討 平成31年度実施予定事業の検討
平成31年3月13日(水)	添田町歴史的風致維持向上計画の変更(軽微な変更)認定申請	
令和元年11月19日(火)	【第12回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	令和元年度実施事業の進捗状況報告 令和2年度の実施予定事業の検討
書面による意見聴取 (令和2年4月8日付依頼)	【第13回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	令和元年度実施事業の進行管理・評価 令和2年度の実施予定事業の検討
書面による意見聴取 (令和3年3月1日付依頼)	【第14回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	計画の変更(案)の検討 令和2年度実施事業の進行管理
令和3年3月12日(金)	添田町歴史的風致維持向上計画の変更(軽微な変更)認定申請	

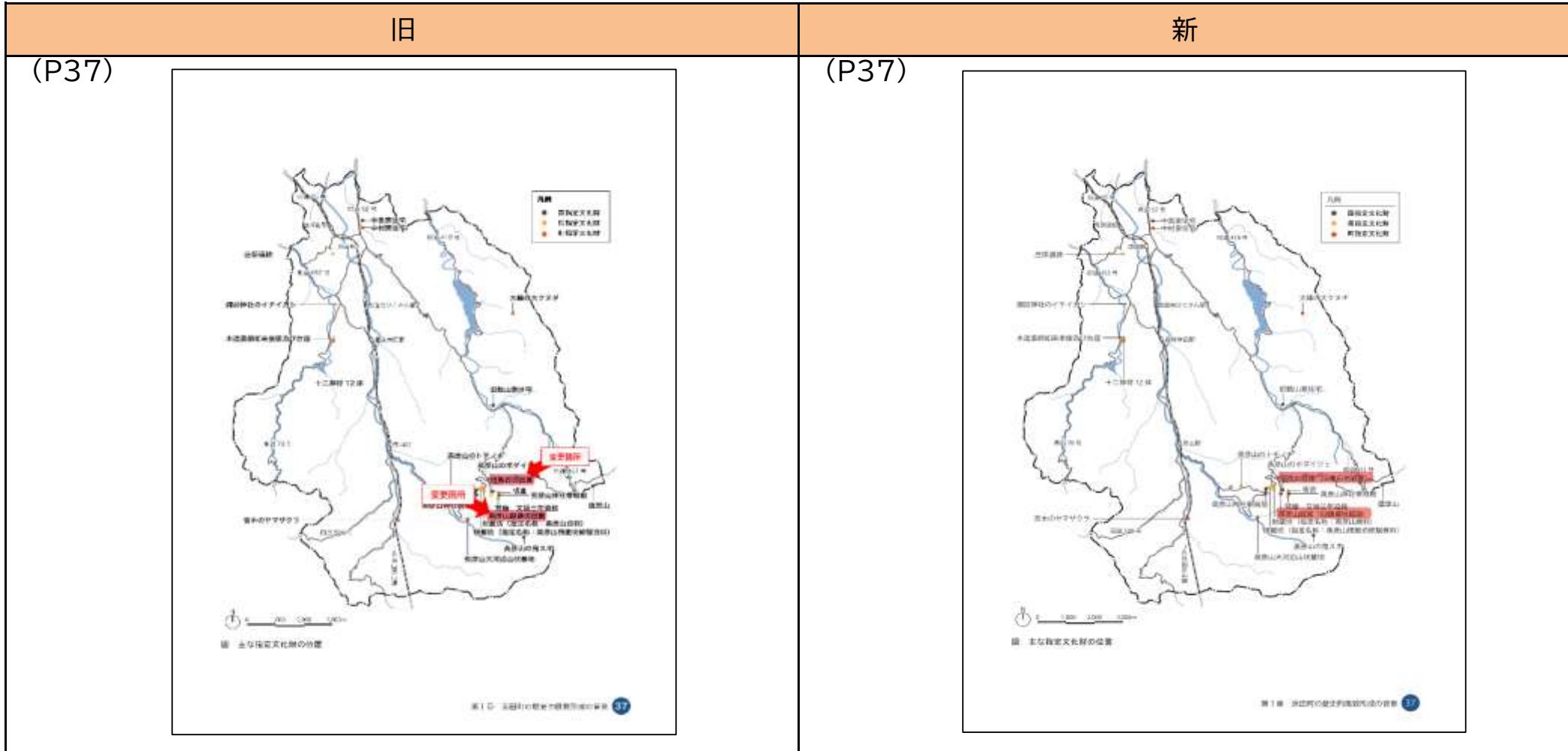
変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更前	変更後	変更後	理由
第1章	32	第1章	32	県指定文化財は13件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、 <b>名勝1件</b> 、天然記念物4件となっている。	県指定文化財は12件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、天然記念物4件となっている。		県指定名勝「英彦山顯揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため
第1章	32	第1章	32	名勝 県指定 「1」 名勝 合計欄 「2」	「-」 「1」		
第1章	32	第1章	32	合計欄 県指定 「13」 合計欄 合計 「32」	「12」 「31」		

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第1章 33	第1章 33	昭和3年2月7日 旧亀石坊庭園 英彦山 広さ699 平方メートル、坊舎の庭	昭和3年2月7日 英彦山庭園 英彦山 「旧亀石坊庭園」など、英彦山の庭園文化の様相を表す7つの庭園	指定構成要素追加(令和2年3月10日)による名称変更

旧	新
<p>(P34)</p> <p>「高尾山神社御垣内」は、佐賀県吉野町高瀬高尾町高木本14-1032 年に建立したもので、御垣内の神社境内に立つて造られた御垣内の鳥居である。社殿約6m、取石下ニタ石柱下梁柱御木床で、奉主門前を御垣とする夷狹利宮大門入口に位置している。</p> <p>「伊豫山家住宅」は、高知県高知市高知町高知町高木本14-1032 年に建築された古民家で、よく茅葺を施しているばかりでなく、屋上の垂木の軒下に茅葺を施すのが特徴である。</p> <p>「中島家住宅」は、江戸時代(19世紀前半)に建築された蔵軒敷石造りの、精緻な醸造小仕事と成した田家の住居で、その蔵の製造に土へある酒と精米され、昔から人通りの多い高知市本町に位置する。第一の門家が人得相手・商人が多く来るらるなか、田舎道・平人と並んで抜けが近く、酒家であるのに酒家に近いが異常に落ち着いた雰囲気である。</p> <p>【図1-1-1】古民家建築の代表的な例(高尾山神社御垣内、伊豫山家住宅、中島家住宅)</p> <p>天然記念物に、新緑1,300 年、樹高36m で森の巨人たち100 本にも選ばれた「高尾山の鬼ヶ原」が高知市にある。山頂付近平野でその跡跡が直立した岩壁をなす異型的なビート地形の「鬼ヶ原」がある。</p> <p>【図1-1-2】天然記念物の鬼ヶ原(高尾山)</p>	<p>(P34)</p> <p>「高尾山神社御垣鳥居」は、佐賀県吉野町高瀬高木本14-1032 年に建立したもので、御垣内の神社境内に立つて造られた御垣内の鳥居である。社殿約6m、取石下ニタ石柱下梁柱御木床で、奉主門前を御垣とする夷狹利宮大門入口に位置している。</p> <p>「伊豫山家住宅」は、高知県高知市高知町高木本14-1032 年に建築された古民家で、よく茅葺を施すのが特徴である。</p> <p>「中島家住宅」は、江戸時代(19世紀前半)に建築された蔵軒敷石造りの、精緻な醸造小仕事と成した田家の住居で、その蔵の製造に土へある酒と精米され、昔から人通りの多い高知市本町に位置する。第一の門家が人得相手・商人が多く来るらるなか、田舎道・平人となりて抜けが近く、酒家であるのに酒家に近い平面をもつた雰囲気である。良質で保存状態がよい住宅である。</p> <p>【図1-1-1】古民家建築の代表的な例(高尾山神社御垣内、伊豫山家住宅、中島家住宅)</p> <p>天然記念物に、新緑1,300 年、樹高36m で森の巨人たち100 本にも選ばれた「高尾山の鬼ヶ原」が高知市にある。山頂付近平野でその跡跡が直立した岩壁をなす異型的なビート地形の「鬼ヶ原」がある。</p> <p>【図1-1-2】天然記念物の鬼ヶ原(高尾山)</p>

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
34	34	名勝は、英彦山修験道坊家の代表的な庭園である「 <u>旧亀石坊庭園</u> 」があり、雪舟の作庭と伝わる。	名勝は、雪舟の作庭と伝わる「 <u>旧亀石坊庭園</u> 」など、英彦山の庭園文化の様相を表している7つの庭園で構成される「 <u>英彦山庭園</u> 」がある。	構成要素追加による指定名称の変更及びそれに伴う記載内容の変更

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第1章 35	第1章 35	県指定文化財は13件あり、その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、 <b>名勝1件</b> 、天然記念物4件となっている。	県指定文化財は12件あり、その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、天然記念物4件となっている。	
第1章 35	第1章 35	<b>名勝は、英彦山修験道坊家の庭園である</b> <small>ひこさんけんようぼうていえん</small> <b>「英彦山顕揚坊庭園」</b> がある。	削除	県指定名勝「英彦山顕揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため
第1章 35	第1章 35	<b>名勝</b> <b>平成23年3月18日</b> <b>英彦山</b> <b>顕揚坊庭園</b> <b>英彦山江戸前期、座観式庭園</b>	削除	



変 更 章 後 ページ	変 更 章 前 ページ	変 更 前 前	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
第1章 37	第1章 37	旧亀石坊庭園	英彦山庭園(旧亀石坊庭園)		国指定名勝「英彦山庭園」となったため
第1章 37	第1章 37	英彦山旧顕揚坊庭園 (該当黄丸を含む)	英彦山庭園(旧顕揚坊庭園) (該当黄丸を黒丸に変更)		県指定名勝「英彦山顕揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため

旧

(P39)



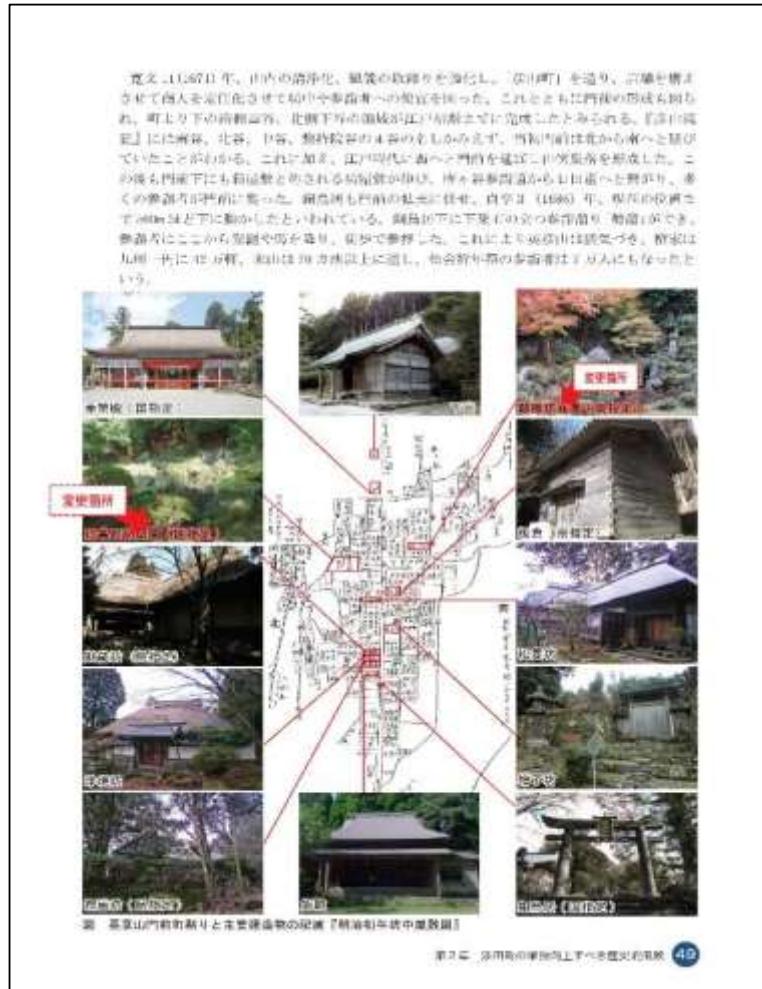
(P39)



変 更 章 後 ペ ージ	変 更 章 前 ペ ージ	変 更 前	更 前	変 更	後	変 更 理 由
第1章 39	第1章 39	御旅所庭園 顯楊坊庭園 政所坊跡庭園		英彦山庭園(英彦山神宮旅殿庭園) 英彦山庭園(旧顯楊坊庭園) 英彦山庭園(旧政所坊庭園)		それぞれの庭園が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。(併せて、指定名称と整合を図る) ※図の「緑」着色から「黒」丸に変更
第1章 39	第1章 39	旧亀石坊庭園		英彦山庭園(旧亀石坊庭園)		構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。

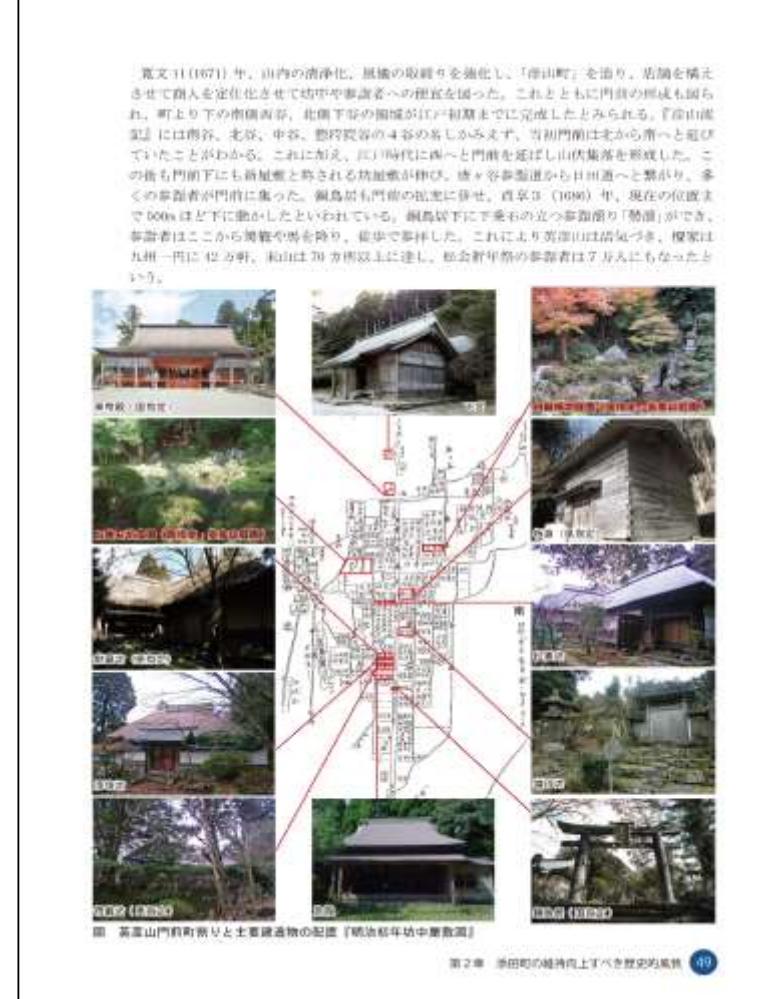
八

(P49)



新

(P49)



変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第2章 49	第2章 49	顕楊坊庭園（県指定） 旧龜石坊庭園（国指定）	旧顕楊坊庭園（国指定：英彦山庭園） 旧龜石坊庭園（国指定：英彦山庭園）	構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。

旧

(P66)

## 1-4. 神幸祭にみる歴史的風景

英彦山神宮の神幸祭は平安時代に僧慶上人が創始し、彦山十二社権現が「下宮」から御幸する祭礼として行われた。文安2(1143)年の『彦山諸神役次第』には正月16日御幸御で当出性が述べると、毎年2月14、15日に執り行われたことが見える。現在は2月14日に御幸御で当出性が決まりと、毎年2月14、15日に執り行われている。御幸御で当出性を決める日は、御幸御の土曜日。日曜日の2日間にわたって執り行われている。江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にはその様子が詳細に描かれている。神幸祭は、英彦山神宮奉納殿前から大門・萬葉鳥居の北側横にある御幸御まで、門前参道を2日間にわたって三基の神輿が往来する。その際、舞見舞や舞、獅子舞、流鏑馬が奉納される。

神幸祭の様子  
(昭和10年代(1935~1944))神幸のお下りの様子  
(昭和10年代(1935~1944))

神幸が御幸御で当出性を決めるには、県指定有形文化財である財福坊や晴嶽坊、  
**山伏法頭の宿泊する宿泊場**を舞見舞。舞見舞が立ち並んでおり、参道に面した桟門の  
奥に御幸御で当出性を決めた「客殿」と日吉生神の奥の「内殿」を舞見舞が舞う。客殿前  
に配された庭園内は時を遡る。宿泊坊は山伏法頭として桟門に一定の資格を認められた  
僧侶とし、その弟子たち。勞役は從事する下級の僧。僧侶のト男ト女までを含めた小組織  
の本組となる場所であった。主たる山伏法頭を客殿として英彦山に宿泊した下界の信者たちが  
本山に参詣したときには、御幸御の場となり。また信家の信者たちには珍しい料理や酒の  
舞見舞が舞う舞われる場所でもあった。



昭和初期の英彦山門前宿舎群

参道の様子  
参道からみた宿坊の様子

66 第2章 田口町の歴史向上すべき歴史的風景

新

(P66)

## 1-4. 神幸祭にみる歴史的風景

英彦山神宮の神幸祭は平安時代に僧慶上人が創始し、彦山十二社権現が「下宮」から御幸する祭礼として行われた。文安2(1143)年の『彦山諸神役次第』には正月14日御幸御で当出性が決まりと、毎年2月14、15日に執り行われたことが見える。現在は2月14日に御幸御で当出性を決め、4月中旬の土曜日。日曜日の2日間にわたって執り行われている。江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にはその様子が詳細に描かれている。神幸祭は、英彦山神宮奉納殿前から大門・萬葉鳥居の北側横にある御幸御まで、門前参道を2日間にわたって三基の神輿が往来する。その際、櫻花舞や獅子舞、舞見舞が奉納される。

神幸祭の様子  
(昭和10年代(1935~1944))神幸のお下りの様子  
(昭和10年代(1935~1944))

神幸が御幸御で当出性を決めるには、県指定有形文化財である財福坊や晴嶽坊、  
**山伏法頭の宿泊する宿泊場**を舞見舞。舞見舞が立ち並んでおり、参道に面した桟門の  
奥に御幸御で当出性を決めた「客殿」と日吉生神の奥の「内殿」を舞見舞が舞う。客殿前  
に配された庭園内は時を遡る。宿泊坊は山伏法頭として桟門に一定の資格を認められた  
僧侶とし、その弟子たち。勞役は從事する下級の僧。僧侶のト男ト女までを含めた小組織  
の本組となる場所であった。主たる山伏法頭を客殿として英彦山に宿泊した下界の信者たちが  
本山に参詣したときには、御幸御の場となり。また信家の信者たちには珍しい料理や酒の  
舞見舞が舞う舞われる場所でもあった。



昭和初期の英彦山門前宿舎群

参道の様子  
参道からみた宿坊の様子

66 第2章 田口町の歴史向上すべき歴史的風景

変 章	更 後 ページ	変 章	更 前 ページ	変	更	前	変	更	後	変	更	理	由
第2章	66	第2章	66	県指定名勝の顕揚坊や古式坊舎の増了坊、	指定名勝 英彦山庭園の構成要素の一つである庭園を保有する顕揚坊や古式坊舎の増了坊、				県指定名勝「英彦山顕揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため				

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第2章 67	第2章 67	旅殿敷地東にはひょうたん形をした古式庭園があり、庭園を	旅殿敷地東には、ひょうたん形をした <b>指定名勝 英彦山庭園の構成要素の一つである</b> 庭園があり、庭園を	庭園が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。
第2章 67	第2章 67	<b>旧亀石坊庭園 政所坊跡庭園</b>	<b>英彦山庭園(旧亀石坊庭園) 英彦山庭園(旧政所坊庭園)</b>	それぞれの庭園が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。(併せて、指定名称と整合を図る)

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第3章 129	第3章 129		H30.3月の『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』の全面改訂による修正 (詳細は別シート(17/45)を参照)	H30.3月の『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』の全面改訂による修正

旧

(P134)

#### 4. 計画の実施方法及び実施体制

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定期例会議にまちづくり課歴史文化財係が事務局を担い、歴史まちづくり課第1係に基づく添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画審査、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

計画の推進や事業の実施に際しては、国や福岡県の指導を仰ぎながら、町内の関係各課との連絡調整を行いつつ、事業に最もなる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。

また、必要に応じて添田町文化財専門委員会に事業内容や計画の進捗状況等の報告を行い、意見を求めることする。



図3-3 第3章:歴史的風致維持向上に資する方針

新

(P134)

#### 4. 計画の実施方法及び実施体制

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定期例会議にまちづくり課歴史文化財係が事務局を担い、歴史まちづくり課第1係に基づく添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画審査、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

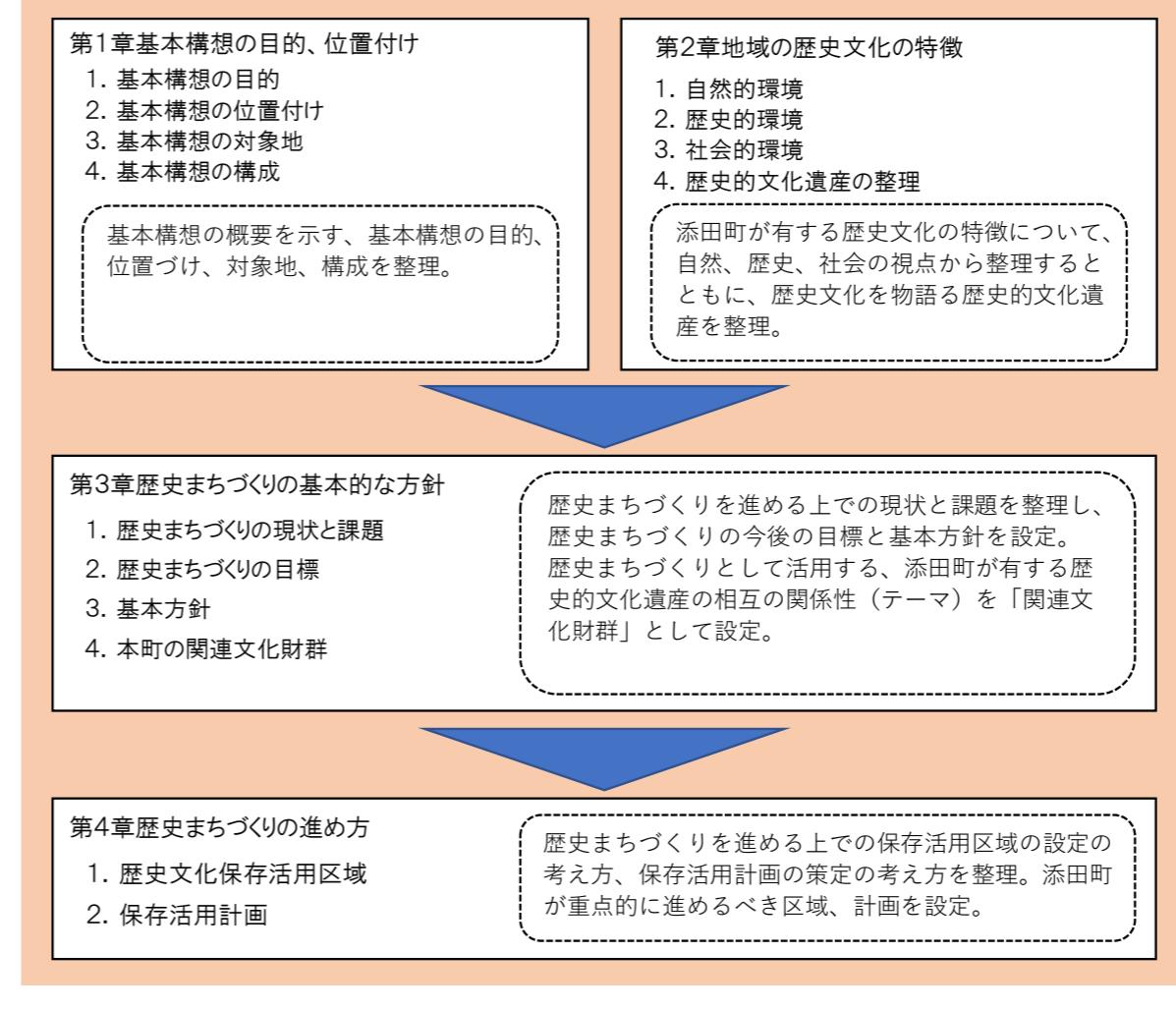
計画の推進や事業の実施に際しては、国や福岡県の指導を仰ぎながら、町内の関係各課との連絡調整を行いつつ、事業に最もなる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。

また、必要に応じて添田町文化財専門委員会に事業内容や計画の進捗状況等の報告を行い、意見を求めることする。



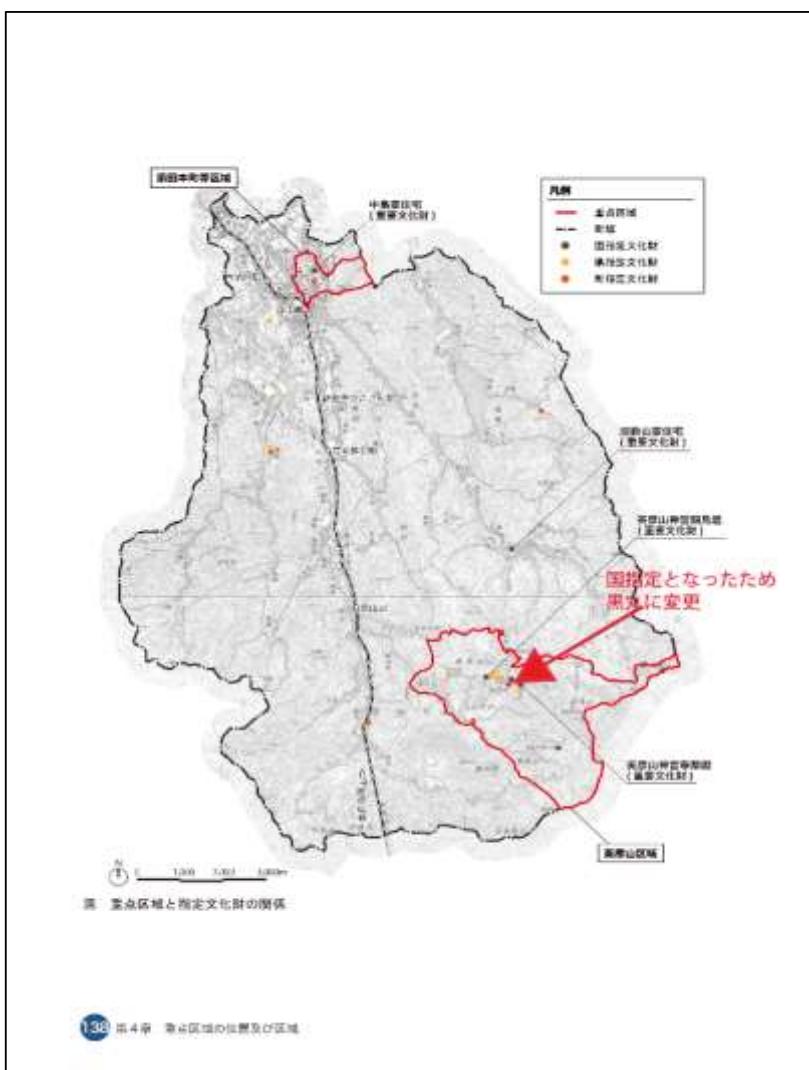
図3-3 第3章:歴史的風致維持向上に資する方針

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第3章 134	第3章 134	まちづくり課文化財係	まちづくり課歴史文化財係	
第3章 134	第3章 134	まちづくり課 文化財係 建設課 教育委員会 教務課	まちづくり課 歴史文化財係 道路整備課 教育委員会 社会教育課	機構改革による係名変更

旧	新
<p>添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想は、添田町第5次総合計画を推進するため、本町が有する数々の歴史遺産を活用し、まちの活性化へつなげていくことを目的に、平成24年3月に策定された。本構想は、「英彦山門前及び周辺まちづくり構想」と「添田本町地区・旧小倉街道町並みまちづくり構想」の2つの構想から成り、構想を推進する為の中短期的なプログラムが定められている。</p> <p>英彦山門前及び周辺まちづくり構想は、「英彦山関連文化財群の保存活用による英彦山門前町の再興」を掲げ、「英彦山神宮や参道の継承」や「門前町を構成する宿坊や庭園等の保存活用」、「英彦山門前町回遊ネットワークの形成」の3つの取組みが打ち出されている。この実現化に向けた中短期的なプロジェクトとして、「史跡指定推進事業」や「文化財群の公開事業」、「来訪者のもてなし事業」が位置づけられている他、担い手の育成・連携も位置づけられている。</p> <p>添田本町の旧小倉街道町並みまちづくり構想は、「市街ゾーンの都市機能バランスを整える歴史文化軸の再生」を掲げ、設定した街なか回遊ルートとスポーツレクリートが交差する旧小倉街道を歴史文化軸と位置づけられている。歴史文化軸では、重要文化財の中島家住宅等を活用した「文化芸術活動の拠点整備」や「歴史観光交流の拠点整備」の取組みが位置づけられている。その他、地元住民とのまちづくりの展開に向けた「まちづくり拠点整備」、「一體的な町並みまちづくり」、「地元協議によるまちづくり」の方策が位置づけられている。</p> <p>なお、本構想の実現に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の策定・認定を目指すことが位置づけられている。</p>	<p>添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想は、添田町第5次総合計画を推進するため、本町が有する数々の歴史遺産を活用し、まちの活性化へつなげていくことを目的に、平成24年3月に策定に策定した。</p> <p>しかし、その後、平成26年6月の「添田町歴史的風致維持向上計画」の認定と併せ、観光庁において『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月策定)』など、従来の文化財保護施策だけでなく、活用にも力を置いた施策が位置付けられ、基本構想の策定後、「歴史的文化遺産の保存活用を通じたまちづくり」を取り巻く情勢が変化したことに伴い、平成30年3月に基本構想の改定を行った。</p> <p>改定後の本構想では、「歴史的文化遺産の価値を堅実に保存」、「歴史的文化遺産の魅力を積極的に活用」及び「官民連携による歴史的文化遺産の保存活用」の3つを基本方針と、それを実現するため7つの実施方針を定め、町内において、歴史的文化遺産の集積状況やそれらの周辺環境が一体となった価値の形成状況等を鑑み、「英彦山地区」と「添田本町等地区」を重点的に取り組む地区として位置付けている。</p> <p>「英彦山地区」においては、『英彦山関連文化財群の保存活用による観光・交流を通じて英彦山門前町を再興』を掲げ、「英彦山の国史跡指定、保存活用計画の策定」と「宿坊等を活用した観光プランの開発」と併せ、「宿坊等の公開活用に向け、官民連携の保存活用体制構築」を図ることとしている。</p> <p>「添田本町等地区」においては、「英彦山参詣で発展した関連文化財群の保存活用による交流・文化的生活を通じてまちの豊かさを向上」をテーマとして、現在取り組んでいる重要文化財 中島家住宅の保存修理後における活用に向け、地元まちづくり団体等と協議・調整を図り、建造物の価値の発信、地域の交流拠点等の検討を進めることとしている。</p> <p>なお、これらを取り組むことにより、「保存活用計画策定を通じた計画的な文化財の保護の推進」とともに、「地域の歴史まちづくり組織の設立」などの効果も併せて期待できる。</p>
	

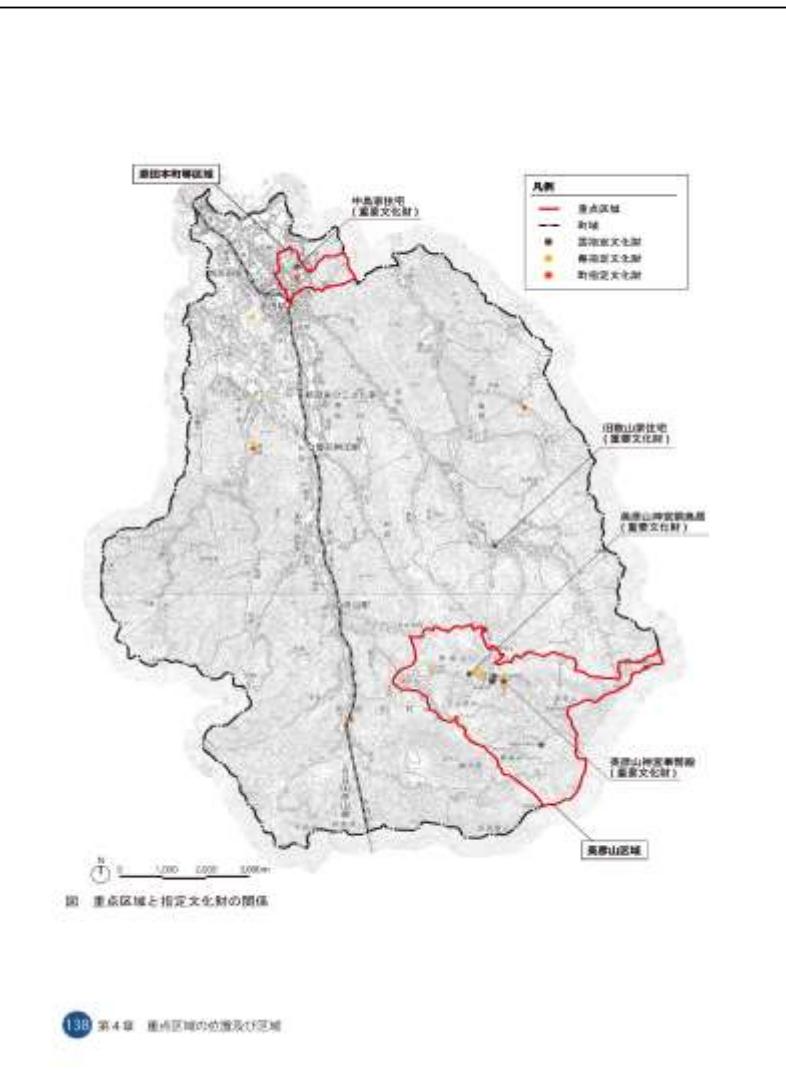
旧

(P138)



新

(P138)



変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第4章 138	第4章 138	(黄色丸)	(黒丸に変更)	県指定名勝「英彦山顕揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため

(P151)

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

### 1. 全町に関する方針

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、市町村文化財13件、県指定文化財13件、町指定文化財6件の合計32件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や県指定文化財保護条例、市町村文化財保護条例の他、文化財条例に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきている。引き続き保護のための措置を講じる。一方で、昔作られていない歴史的・文化的価値がある未指定文化財も町中に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらも未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

本町では、このような町内各所に認定候補の歴史・文化的財を図り取りし、活用することを推進する「猪和町歴史文化活性化活性をもつてらんふ構想」を策定しており、この基本構想に基づき施策を実施している。

このような状況を踏まえ、今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取り組みを進めることを、本計画における目標・活用の方策を講じる。文化財として新たに認定されること等により、文化財の保護を図る。

本町の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目毎に今後の方針を定める。

#### 【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち未指定文化財の建造物は、保存活用計画で定められておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財の保護にあたっては、文化財の内質換の前提を保存者権利に付加されるよう、文化財に保存活用計画の策定を講じ、保存活用計画に基づき修繕・整備、防犯対策等を行う。

#### 【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、赤山通り以外はお隣の美佐町であり、それらの大 majority の実態等は把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸等の伝承を維持するとともに、今後も活動を継承していくことを計画的・計画的に行なうことが求められる。

#### 【未指定文化財】

赤山通りには、修繕保全等の修繕計画に関する記録などが数多く残存するところである。赤山通り周辺には、現在も地元の人々が生息する宿場がある歴史的宿場や、石塀等の工作物が残されているが、羅馬化による修繕が進行している。

これらを現状で維持するため、赤山通り周辺では、文化財修繕計画に基づく修繕の指定に向けた調査・修繕費用の算定を実施する。赤山通りの実態は未指定のため、調査を行なうとともに、地元の人々の暮らしとのバランスを図りながら、赤山通りの宿場等は伝統的建造物群保存地区の指定を検討し、保存対象度の実態を検討する。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 151

(P151)

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

### 1. 全町に関する方針

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、市町村文化財13件、県指定文化財13件、町指定文化財6件の合計32件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福島県文化財保護条例、猪和町文化財保護条例の他、開発令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、引き続き保護のための措置を講じる。一方で、昔作られていない歴史的・文化的価値がある未指定文化財も町中に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

本町では、このような町内各所に認定候補の数多くの未指定の歴史・文化遺産を振り返りし、活用することを推進する「猪和町歴史文化活性化活性をもつてらんふ構想」を策定しており、この基本構想に基づき施策を実施している。

このような状況を踏まえ、今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取り組みを進めることを、本計画における保存・活用の方策を講じる。文化財として新たに認定すること等により、文化財の保護を図る。

本町の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目毎に今後の方針を定める。

#### 【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち未指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財の保護にあたっては、文化財の指定後の継続的な保存管理や活用が図られるよう、文化財に保存活用計画の策定を講じ、保存活用計画に基づき修繕・整備、防犯対策等を行う。

#### 【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、赤山通り以外はお隣の美佐町であり、それらの大 majority の実態等は把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸等の伝承を維持するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう新しい手筋に対する支援を行う。

#### 【未指定文化財】

赤山通りには、修繕保全等の修繕計画に関する記録などが数多く残存するとともに、赤山通り周辺には、現在も地元の人々が生息する宿場がある歴史的宿場や石塀等の工作物が残されているが、羅馬化による修繕が進行している。

これらを現状で維持するため、本計画域内に、文化財保護法に基づく史跡の指定に向けた調査・保護措置の検討を実施する。保護措置の検討においては、山内の墓地は史跡指定の候補を検討し、赤山通りの宿場等は伝統的建造物群保存地区の指定を検討し、保存対象度の実態を検討する。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 151

変 更 章 章	後 ページ	変 更 章 章	前 ページ	変 更 前 前	理 由	
第5章	151	第5章	151	本町は、国指定文化財が13件、県指定文化財が13件、町指定文化財が6件の合計32件の有形・無形の指定文化財が存在する。	本町は、国指定文化財が13件、県指定文化財が12件、町指定文化財が6件の合計31件の有形・無形の指定文化財が存在する。	県指定名勝「英彦山顕揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため

旧

(P154)

## (7) 墓藏文化財の取扱いに関する方針

本町における「添田町埋蔵文化財包藏地」は、古文書保存とし、そのうち古文書については詳細な調査が完了している。これより古文書や其の周囲にとって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

既知の埋蔵文化財包藏地において古文書等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史的埋蔵地における古文書等の届出等について、その義務を明確することとともに、教育委員会委員会の協力等を仰ぎながら、相應に係る機関また十分な協議の上、その届出を図る。

## (8) 文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財にまつわる業務はまちづくり課の文化振興が担当している。職員は、文化財保護技術として職能者、学能者として歴史学者で構成されている。歴史的風致の調査等を図るため、前田町教育委員会の指揮に従事する事務の補助執行に従事する職員（平成25年添田町教育委員会規則第2号）に基づき、平成25年4月より教育委員会にあつた文化財係を企画財政課へ移行。平成26年4月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上上の取組みを推進していくために、文化財係とまちづくり課両部門となりた体制の見直しを行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上上の取組みが推進していく。

また、文化財行政に關わる教育委員会の専門機関として、西山町文化振興委員会が設立され、該委員会専門委員会が設置されている。西山町文化振興委員会は、各人会員の委員で組織するとされており、その委員は現行の文化財専門委員会で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未だ専門委員会が設置されていない文化財専門委員会に取り組むこととする。

表 添田町文化財専門委員会 委員一覧

氏名	所属	専門分野
鶴谷 敏明	前田町郷土史専員	郷土史
中野 伸	文化財保護専門委員	地理・歴史
平嶋 道行	法人 福岡文化財匠塾正会員・一級建築士 建造物	建築

154 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

新

(P154)

## (7) 墓藏文化財の取扱いに関する方針

本町における「添田町埋蔵文化財包藏地」は、古文書保存とし、そのうち古文書については詳細な調査が完了している。これらは地域や我が国にとって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

既知の埋蔵文化財包藏地において古文書等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史的埋蔵地における古文書等の届出等について、その義務を明確するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その届出を図る。

## (8) 文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財にまつわる業務はまちづくり課の文化振興が担当している。職員は、文化財保護技術として職能者、学能者として歴史学者で構成されている。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の指揮に従事する事務の補助執行に関する規則（平成25年添田町教育委員会規則第2号）に基づき、平成25年4月より教育委員会にあつた文化財係を企画財政課へ移行。平成26年4月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上上の取組みを推進していくために、文化財係とまちづくり課両部門となりた体制の見直しを行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に關わる教育委員会の専門機関として、添田町文化財保護委員会が設立され、該委員会専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、各人会員で組織するとされており、その委員は現行の文化財専門委員会で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未だ専門委員会が設置されていない文化財専門委員会に取り組むこととする。

表 添田町文化財専門委員会 委員一覧

氏名	所属	専門分野
鶴谷 敏明	添田町郷土史専員	郷土史
純旗 伸	文化財保護指導委員	地理・歴史
植田 周平	添田町郷土史専員・会員登録者・自然文化動植物	動植物

154 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

変更後	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	理由
章	ページ	章	ページ	章	ページ	章	ページ	由
第5章	154	第5章	154	平嶋 道行 npo 法人 福岡文化財匠塾正会員・一級建築士 建造物	植田 周平 添田町観光ガイドの会会長・元環境省 自然公園指導員 動植物			前任者の意向による辞任に伴う変更

旧

(P155)

(9) 文化財の保存・活用に関する住民、NPOなど各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、須田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することはある不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に取り組む団体は、現在下表に示す14団体あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るために、これらの活動団体に対する取り扱い手帳改めの支援や、必要な協定・連携等を継続的に行っていく。

○須田町の文化財の保存・活用に関する団体の一覧

団体	主な活動エリア	活動概要
須田町郷土史会	町全般	須田町の歴史・文化の調査・研究・発信する団体
上須田町郷土団体連絡会議会	各会	上須田地区各団体連絡の連絡、毎年3月上旬に開催
上須田郷土文化会	郷土	上須田郷土文化団体連絡の連絡、毎年3月上旬に開催
研究・出版部会	須田	未定文化財の中高生の研究、出版を行う団体
町内会連絡会	須田	町内会員の連絡の連絡、毎年3月上旬に開催
町民連絡会議会	須田	町内連絡の連絡の連絡、毎年3月上旬に開催
未定山地開拓会議	未定	未定山地開拓の連絡の連絡、毎年3月上旬に開催
山地開拓会議会	未定	未定山地開拓の連絡の連絡、毎年3月上旬に開催
未定山地開拓会議会	未定	未定山地開拓の連絡の連絡、毎年3月上旬に開催

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 155

新

(P155)

(9) 文化財の保存・活用に関する住民、NPOなど各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、須田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することはある不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に取り組む団体は、現在下表に示す14団体あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るために、これらの活動団体に対する取り扱い手帳改めの支援や、必要な協定・連携等を継続的に行っていく。

○須田町の文化財の保存・活用に関する団体の一覧

団体	主な活動エリア	活動概要
須田町郷土史会	町全般	須田町の歴史・文化の調査・情報収集、郷土史記念本などの刊行
上須田郷土連絡会議会	各会	上須田地区各団体連絡の連絡、毎年3月上旬に開催
上須田郷子葉保存会	郷土	上須田郷子葉の保存の連絡、毎年3月上旬に開催
下須田郷子葉保存会	郷土	下須田郷子葉の保存の連絡、毎年3月上旬に開催
須文・中高生文化発展協議会	須田	須田文化財中高生住宅の活性化に携わること
須野坪原保存会	須野	須野坪原の坪原の保存、毎年3月上旬に開催
野田郷子葉保存会	野田	野田郷子葉の保存の連絡、毎年3月上旬に開催
須山郷子葉保存会	須山	須山郷子葉の保存の連絡、毎年3月上旬に開催
須山門前町保存会	須山	須山門前町の保存活動に関する連絡
須山門前町保存会	須山	須山門前町の保存活動に関する連絡

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 155

変更章	後ページ	変更章	更前ページ	変更前	変更	更後	変更理由
第5章	155	第5章	155		「添田町の文化財の保存・活用に関する団体の一覧」表に2団体の追記 (詳細は別シート参照)		新規活動団体(2団体)の設立に伴う追記

旧				新									
(P156)				(P156)									
<p><b>2. 重点区域に関する事項</b></p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画</p> <p>本節では、文化財に関する現状と、今後の具体的な計画について述べる。重点区域の今後の活用計画や保存計画について、各町の現状と今後の計画を示す。また、重点区域の文化財の現状と今後の計画について、各町の現状と今後の計画を示す。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成26年度)</p> <p>若狭町は、ある種原有の文化財保存計画と、主に街頭や季節行事、文化財の活用計画(以下)を重点的に行なう。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成27年度)</p> <p>重点区域に現れる有形文化財の活用計画や、重点区域の古美術品を扱ういのう事件に対して、各町の現状と今後の計画を示す。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成28年度)</p> <p>文化財の活用に関する有形文化財の活用計画について、重点区域を示すための整備企画を示すとともに、それを活用するためのガイドブックを示す。</p> <p>(2) 文化財の修復・整備に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内に現れる有形文化財の修復・整備計画は、重点区域の文化財の現状と今後の計画について述べる。各町は、重点区域の文化財の現状と今後の計画を示す。また、重点区域の文化財の修復・整備計画を示す。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成29年度)</p> <p>重点区域に現れる有形文化財の修復・整備計画を示す。</p>				<p><b>2. 重点区域に関する事項</b></p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画</p> <p>本節では、文化財に関する現状と、今後の具体的な計画について述べる。重点区域の今後の活用計画や保存計画について、各町の現状と今後の計画を示す。また、重点区域の文化財の現状と今後の計画について、各町の現状と今後の計画を示す。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成26年度)</p> <p>重点区域は、ある種原有の文化財保存計画と、主に街頭や季節行事、文化財の活用計画(以下)を重点的に行なう。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成27年度)</p> <p>重点区域に現れる有形文化財の活用計画や、重点区域の古美術品を扱ういのう事件に対して、各町の現状と今後の計画を示す。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成28年度)</p> <p>文化財の活用に関する有形文化財の活用計画について、重点区域を示すための整備企画を示すとともに、それを活用するためのガイドブックを示す。</p> <p>(2) 文化財の修復・整備に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内に現れる有形文化財の修復・整備計画は、重点区域の文化財の現状と今後の計画について述べる。各町は、重点区域の文化財の現状と今後の計画を示す。また、重点区域の文化財の修復・整備計画を示す。</p> <p>【伊豆半島伝統活用計画策定事業】(平成29年度)</p> <p>重点区域に現れる有形文化財の修復・整備計画を示す。</p>									
<p>156</p>				<p>156</p>									

変 章	更 後 ページ	変 章	更 前 ページ	変 更 前	変 更 前	変 更 前	変 更 理 由
第5章	156	第5章	156	重点区域内には、国指定文化財が7件、県指定文化財が7件、町指定文化財が4件の合計18件の有形・無形の指定文化財が存在する。	重点区域内には、国指定文化財が11件、県指定文化財が8件、町指定文化財が3件の合計22件の有形・無形の指定文化財が存在する。		過去の指定追加等の対応もれによる修正
第5章	156	第5章	156	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】(平成27年度～平成35年度)	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】(平成27年度～令和5年度)		
第5章	156	第5章	156	【歴史的古文書保存活用事業】(平成28年度～平成35年度)	【歴史的古文書保存活用事業】(平成28年度～令和5年度)		改元に伴う元号表記の改正
第5章	156	第5章	156	【英彦山神宮参道保存整備事業】(平成29年度～平成35年度)	【英彦山神宮参道保存整備事業】(平成29年度～令和5年度)		

旧				新			
(P157)				(P157)			
変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更後 前 ページ	変更前 ページ	変更前	変更後	変更前	変更理由
第5章 157	第5章 157	【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成27年度～平成35年度）	【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成27年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正			
第5章 157	第5章 157	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～平成35年度）	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）				
第5章 157	第5章 157	【英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成28年度～平成35年度）	【英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成28年度～令和5年度）				
第5章 157	第5章 157	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～令和5年度）				
第5章 157	第5章 157	【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成26年度～令和5年度）				

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更後 前 ページ	変更前 ページ	変更前	変更後	変更前	変更理由
第5章 157	第5章 157	【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成27年度～平成35年度）	【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成27年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正			
第5章 157	第5章 157	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～平成35年度）	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）				
第5章 157	第5章 157	【英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成28年度～平成35年度）	【英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成28年度～令和5年度）				
第5章 157	第5章 157	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～令和5年度）				
第5章 157	第5章 157	【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成26年度～令和5年度）				

旧

(P158)

<p><b>【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）</b></p> <p>有形文化財である中村家住宅について。郡山本町美術館や郡山美術館の施設の運営や文化財等に関する情報発信を行う施設の運営とともに、トイレ等の便益施設を整備する。</p> <p><b>【英彦山地区再興整備方針策定事業】（平成27年度～平成28年度）</b></p> <p>英彦山門前町全体において、老若者の方々の移動や必要な施設設備の整備用。英彦山の周辺を含む。春節や歳暮を含む移動等の動きを秋田町行い、英彦山門前町全体の整備や移動用として老若者等の交通を便利にする施設整備の整備を策定する。</p> <p><b>(4) 文化財の商店環境の保全に関する具体的な計画</b></p> <p>直方市「歴史地区」は、その大部分が平成20年直方市街地開拓に選定されており、重要文化財である英彦山神宮参道や御馬頭等の施設は直方市街地開拓に指定され、直方市歴史地区に含まれているもの。歴史的環境を保証している要素が見受けられる。</p> <p>そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的環境にそぐわない直方市の消防署や水道パイプが設置されている環境の改善、直方市街地開拓の御馬頭、掛り橋と城跡所の整備を図ることと、ヨーロッパー街並（直方は直方小学校）の外観について、周囲の景観と連携を図るために外観整備を実施する。</p> <p>直方市「直方和町平成地区」内は、岩の城が残っていた幕石の山壁を活かして直方市街地開拓されたが、御馬頭の一部が未整備となっている。そのため、直方の歴史街区と連携するとともに、未整備の御馬頭の整備を行う。</p> <p>また、直方市内商店街として新田町全体の一体感を創出させるため、商店サインや商店街明細のデザイン統一性を図るための色見サインのデザイン審査を実施し、それに基づいた整備を実施する。</p> <p><b>【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</b></p> <p>有形文化財である英彦山神宮参道において、歴史的景観を残している商店街を、直方の景観と連携させるための整備を行うとともに、木道パイプの地中化を行なう。また、壁面の整備と連携したアートの街灯への取り付けを行なう。</p> <p><b>【跳躍広場整備事業】（平成29年度～平成31年度）</b></p> <p>直方市が設立していない直方市（市営施設）について、植林・整備工事を行い、直方市の跳躍整備の改善と直方市がもの健康新めの施設を整めることとして、室内施設の改修を行なった広場や駐車場を整備する。</p> <p><b>【公共施設修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</b></p> <p>ヨーロッパー街並（直方は直方小学校）の外観について、周辺景観に配慮した修景整備を行なう。</p>
<p>158 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項</p>

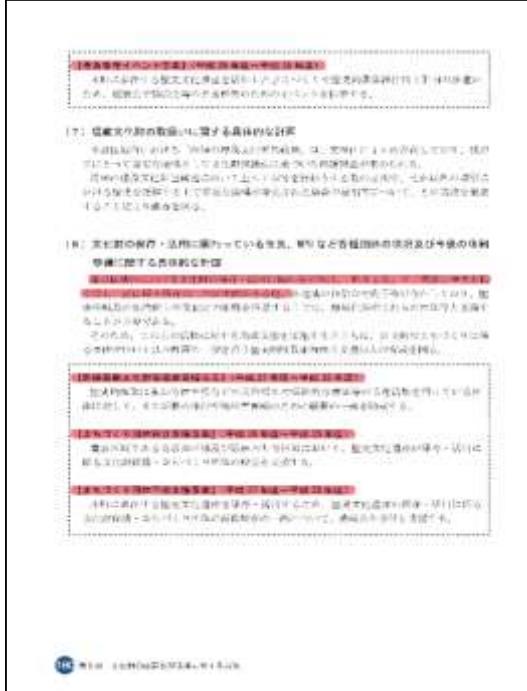
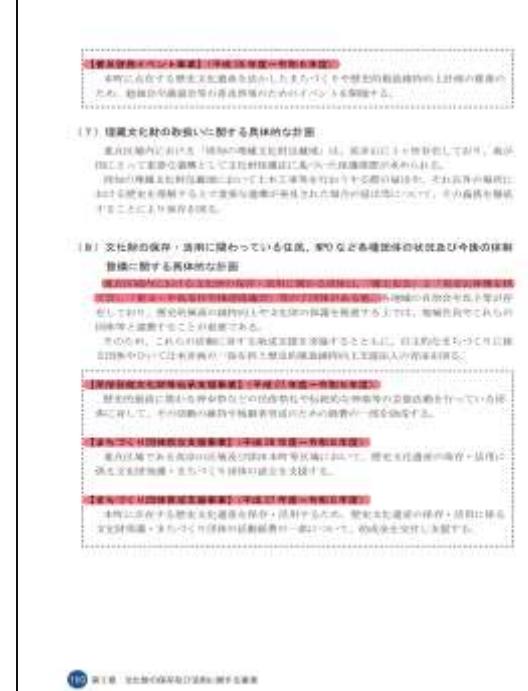
(P158)

新

<p><b>【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）</b></p> <p>町指定文化財である中村家住宅について。郡山本町神幸祭や若石城等の地域の催事や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便益施設を整備する。</p> <p><b>【英彦山地区再興整備方針策定事業】（平成27年度～平成28年度）</b></p> <p>英彦山門前町全体において、老若者の方々の移動や必要な施設設備の整備用。英彦山の周辺を含む。春節や歳暮を含む移動等の動きを秋田町行い、英彦山門前町全体の整備や移動用として老若者等の交通を便利にする施設整備の方針を策定する。</p> <p><b>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</b></p> <p>直方市「英彦山地区」は、その大部分が直方市直方市街地開拓に指定されており、重要文化財である英彦山神宮参道や御馬頭等の施設は直方市街地開拓に指定され、直方市歴史地区に含まれているもの。歴史的環境を保証している要素が見受けられる。</p> <p>そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的環境にそぐわない直方市の消防署や水道パイプが設置されている環境の改善、直方市街地開拓の御馬頭、掛り橋と城跡所の整備を図ることと、ヨーロッパー街並（直方は直方小学校）の外観について、周囲の景観と連携を図るために外観整備を実施する。</p> <p>直方市「直方本町等区域」内は、岩石城が立地していた岩石山の山壁を活かして直方市街地開拓されたが、御馬頭の一部が未整備となっている。そのため、既存の敷設路を再整備するとともに、未整備の御馬頭の整備を行う。</p> <p>また、直方市内商店街として新田町全体の一体感を創出させるため、商店サインや商店街明細のデザイン統一性を図るための色見サインのデザイン審査を実施し、それに基づいた整備を実施する。</p> <p><b>【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</b></p> <p>町指定文化財である英彦山神宮参道において、歴史的景観を残している商店街を、直方の景観と連携させるための整備を行うとともに、木道パイプの地中化を行なう。また、壁面の整備と連携したアートの街灯への取り付けを行なう。</p> <p><b>【跳躍広場整備事業】（平成29年度～平成31年度）</b></p> <p>直方市が設立していない直方市（市営施設）について、植林・整備工事を行い、直方市の跳躍整備の改善と直方市がもの健康新めの施設を整めることとして、室内施設やベンチを設置した広場や駐車場を整備する。</p> <p><b>【公共施設修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</b></p> <p>ヨーロッパー街並（直方は直方小学校）の外観について、周辺景観に配慮した修景整備を行なう。</p>
<p>158 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項</p>

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第5章 158	第5章 158	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～平成35年度）	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）	
第5章 158	第5章 158	【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～平成35年度）	【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第5章 158	第5章 158	【公共施設修景整備事業】（平成29年度～平成35年度）	【公共施設修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）	

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第5章 159	第5章 159	【添田公園整備事業】（平成34年度～平成35年度）	【添田公園整備事業】（令和4年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第5章 159	第5章 159	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～令和5年度）	
第5章 159	第5章 159	【中島家住宅保存修理事業】（平成27年度～平成33年度）	【中島家住宅保存修理事業】（平成27年度～令和3年度）	
第5章 159	第5章 159	【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成27年度～平成35年度）	【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成27年度～令和5年度）	

旧				新			
(P160)				(P160)			

変 章 後 ページ	更 章 前 ページ	変 更 前	變 更 前	變 更 後	變 更 理 由
第5章 160	第5章 160	【普及啓発イベント事業】（平成26年度～平成35年度）	【普及啓発イベント事業】（平成26年度～令和5年度）		改元に伴う元号表記の改正
第5章 160	第5章 160	重点区域内における文化財の保存・活用に 関わる団体は、「郷土史会」と「英彦山神 輿を担ぐ会」、「彦山踊り保存会」の3団 体がある他、	重点区域内における文化財の保存・活用に 関わる団体は、「郷土史会」と「英彦山神 輿を担ぐ会」、「重文・中島家住宅推進協 議会」等の7団体がある他、		新団体設立に伴う活動団体数の増、 英彦山区域だけでなく、添田本町等区域での活動 団体記載に伴う記載団体名の変更
第5章 160	第5章 160	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成 27年度～平成35年度）	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成 27年度～令和5年度）		改元に伴う元号表記の改正
第5章 160	第5章 160	【まちづくり団体設立支援事業】（平成26 年度～平成35年度）	【まちづくり団体設立支援事業】（平成26 年度～令和5年度）		改元に伴う元号表記の改正
第5章 160	第5章 160	【まちづくり団体育成支援事業】（平成27 年度～平成35年度）	【まちづくり団体育成支援事業】（平成27 年度～令和5年度）		

旧				新			
(P161)				(P161)			

変 章	更 後 ペジ	変 章	更 前 ペジ	変	更	前	変	更	後	変	更	理	由
第6章	161	第6章	161	1. 英彦山神宮参道保存整備事業（平成29年度～平成35年度） 3. 中島家住宅保存修理事業（平成27年度～平成33年度） 4. 中島家住宅活用整備事業（平成27年度～平成35年度） 5. 中村家住宅保存活用整備事業（平成31年度～平成35年度） 6. 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～平成35年度） 7. 添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～平成35年度）	1. 英彦山神宮参道保存整備事業（平成29年度～令和5年度） 3. 中島家住宅保存修理事業（平成27年度～令和3年度） 4. 中島家住宅活用整備事業（平成27年度～令和5年度） 5. 中村家住宅保存活用整備事業（平成31年度～令和5年度） 6. 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～令和5年度） 7. 添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～令和5年度）							改元に伴う元号表記の改正	
第6章	161	第6章	161	8. 添田公園整備事業（平成34年度～平成35年度） 9. 公共施設修景整備事業（平成29年度～平成35年度） 11. 英彦山神宮参道修景整備事業（平成29年度～平成35年度）	8. 添田公園整備事業（令和4年度～令和5年度） 9. 公共施設修景整備事業（平成29年度～令和5年度） 11. 英彦山神宮参道修景整備事業（平成29年度～令和5年度）								

旧				新			
(P162)				(P162)			
<p>□ ① 本年度の活動の内容に関する事項</p> <p>本2年度計画の目標を達成するための活動内容の確認。改定前と改定後の内容を比較して、改定によって新たに実施する事業や、改定で廃止する事業の内容を評議する。</p> <p>【議事録】</p> <p>12. 本年度内閣府の重点事業（平成27年度）に関する事項 13. 改定議案（平成27年度）に関する事項 14. 既存事業（平成27年度）に関する事項 15. 既存事業（平成27年度）に関する事項 16. 既存事業（平成27年度）に関する事項 17. 既存事業（平成27年度）に関する事項 18. 既存事業（平成27年度）に関する事項</p> <p>□ ② 本年度内閣府の重点事業に関する事項</p> <p>改定後の重点事業について、改定後の重点事業の実施方針、上級生の研修計画、研修会場、研修料金、研修内容などを確認する。内閣府の重点事業。</p> <p>【議事録】</p> <p>12. 本年度内閣府の重点事業（平成27年度）に関する事項 13. 改定議案（平成27年度）に関する事項 14. 既存事業（平成27年度）に関する事項 15. 既存事業（平成27年度）に関する事項 16. 既存事業（平成27年度）に関する事項 17. 既存事業（平成27年度）に関する事項 18. 既存事業（平成27年度）に関する事項</p>			<p>□ ① 歴史的古文書の活用の向上に関する事項</p> <p>歴史的古文書の活用を目的とした活動の実施状況を確認。改定前と改定後の内容を比較して、改定によって新たに実施する事業や、改定で廃止する事業の内容を評議する。</p> <p>【議事録】</p> <p>12. 既存議案（平成27年度）に関する事項 13. 新規議案（平成27年度）に関する事項 14. 既存事業（平成27年度）に関する事項 15. 既存事業（平成27年度）に関する事項 16. 既存事業（平成27年度）に関する事項 17. 既存事業（平成27年度）に関する事項 18. 既存事業（平成27年度）に関する事項</p> <p>□ ② 歴史的古文書を実施した人々の活動の様子に関する事項</p> <p>改定前の重点事業の実施状況がされている。人々の活動を歴史的古文書の実施の背景や、改定議案への反映を行うことにより、活動の継続を図る。</p> <p>【議事録】</p> <p>12. 既存議案（平成27年度）に関する事項 13. 新規議案（平成27年度）に関する事項 14. 既存事業（平成27年度）に関する事項 15. 既存事業（平成27年度）に関する事項 16. 既存事業（平成27年度）に関する事項 17. 既存事業（平成27年度）に関する事項 18. 既存事業（平成27年度）に関する事項</p>				

変 更 章 後 ページ	変 更 章 前 ページ	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
第6章 162	第6章 162	14. 案内板等整備事業（平成27年度～平成35年度） 16. 普及啓発イベント事業（平成26年度～平成35年度） 17. 歴史的古文書保存活用事業（平成28年度～平成35年度）	14. 案内板等整備事業（平成27年度～令和5年度） 16. 普及啓発イベント事業（平成26年度～令和5年度） 17. 歴史的古文書保存活用事業（平成28年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第6章 162	第6章 162	18. 民俗芸能文化財等伝承支援事業（平成27年度～平成35年度） 19. まちづくり団体設立支援事業（平成26年度～平成35年度） 20. まちづくり団体育成支援事業（平成27年度～平成35年度） 21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業（平成27年度～平成35年度）	18. 民俗芸能文化財等伝承支援事業（平成27年度～令和5年度） 19. まちづくり団体設立支援事業（平成26年度～令和5年度） 20. まちづくり団体育成支援事業（平成27年度～令和5年度） 21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業（平成27年度～令和5年度）	

旧

(P164)

ア歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

事業No.	1. 英彦山神宮参道保存整備事業
事業名	内山町
整備主体	内山町
支援事業名	町単独事業
	*トータル資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用企画
事業期間	平成29年度～平成35年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮御馬頭～英彦山神宮奉幣殿）

図 事業箇所の位置

事業概要  
町道英彦山峰である英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、歴史的風致形成建造物に指定した上で保存整備を行う。また、これらの工作物の保存に影響を及ぼす多道沿いのツツジ等の低木や宿根樹の山林等の除却を行うとともに、石垣等を眺められる小広場の整備を行う。

事業が歴史的風致に寄与する理由  
英彦山神宮参道は、石段、石垣等の工作物の損傷が進行し、歴史的風致が損傷されている。  
特に木立の除収により、工作物の保存が困難なことで歴史的風致が損傷が保たれ、歴史的風致の維持向上に寄与する。  
歴史的風致の維持向上に寄与する。

164 第6章 歴史的風致形成物の上施設の整備及び管理に関する事項

新

(P164)

ア歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

事業No.	1. 英彦山神宮参道保存整備事業
事業名	内山町
整備主体	内山町
支援事業名	町単独事業
	*社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用企画
事業期間	平成29年度～令和5年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮御馬頭～英彦山神宮奉幣殿）

図 事業箇所の位置

事業概要  
町道英彦山峰である英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、歴史的風致形成建造物に指定した上で保存整備を行う。また、これらの工作物の保存に影響を及ぼす多道沿いのツツジ等の低木や宿根樹の山林等の除却を行うとともに、石垣等を眺められる小広場の整備を行う。

事業が歴史的風致に寄与する理由  
英彦山神宮参道は、石段、石垣等の工作物の損傷が進行し、歴史的風致が損傷されている。  
特に木立の除収により、工作物の保存が困難なことで歴史的風致が損傷が保たれ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

164 第6章 歴史的風致形成物の上施設の整備及び管理に関する事項

変更後	変更前	変更前	変更後	変更理由
章	ページ	章	ページ	由
第6章	164	第6章	164	平成29年度～平成35年度
				平成29年度～令和5年度
				改元に伴う元号表記の改正

旧

(P166)

事業No.	3. 中島家住宅保存修理事業
事業名	中島家住宅
登録主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊重要文化財（建造物・美術工芸品）修繕、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成33年度
事業位置	大字添田
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	重要文化財に指定されている主屋の保存修繕を実施する。また、既設廊下を玄廊の上に必要に応じて組替補強を実施する。
  <p>主屋の玄関口の様子</p> <p>主屋の内部空間の様子</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和58～60年の保存修繕により適切に保存されているものの、逐年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損なっている。 本事業の実施により、計画的な保存修繕が行われ、日田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
<p>166 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p>	

新

(P166)

事業No.	3. 中島家住宅保存修理事業
事業名	中島家住宅
登録主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊重要文化財（建造物・美術工芸品）修繕、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～令和3年度
事業位置	大字添田
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	重要文化財に指定されている主屋の保存修繕を実施する。また、財政負担を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。
  <p>主屋の玄関口の様子</p> <p>主屋の内部空間の様子</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和58～60年の保存修繕により適切に保存されているものの、経年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損なっている。 本事業の実施により、計画的な保存修繕が行われ、日田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
<p>166 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p>	

変更後	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	変更理由
章	ページ	章	ページ	平成27年度～平成33年度	平成27年度～令和3年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P167)

事業No. 事業名	4. 中島家住宅活用整備事業
整備主体	前田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（新たな雇用整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成35年度
事業位置	大字前田
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	策定した町単独計画に基づき、今後の公園活用に向けて、文化財に指定されていたいの壁や庭園等の活用整備、駐車場等の施設施設の整備を実施する。また、円滑な公園活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。
 <p>中島家住宅の活用イメージ</p>	
事業が歴史的風致の種的持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和62年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていないまま、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず状態が進行している。中島家住宅は、平成10年からの空き家化により崩壊が進行している。 本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公園活用されることで歴史的な風致が保たれるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が求められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
<p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 167</p>	

新

(P167)

事業No. 事業名	4. 中島家住宅活用整備事業
整備主体	前田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（新たな雇用整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～令和5年度
事業位置	大字前田
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	策定した町単独計画に基づき、今後の公園活用に向けて、文化財に指定されていない壁や庭園等の活用整備、駐車場等の便益施設の整備を実施する。また、円滑な公園活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。
 <p>中島家住宅の活用イメージ</p>	
事業が歴史的風致の種的持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和62年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていないまま、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず状態が進行している。中島家住宅は、平成10年からの空き家化により崩壊が進行している。 本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公園活用されることで歴史的な風致が保たれるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が求められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
<p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 167</p>	

変更後	変更前	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	変更前	理由
章	ページ	章	ページ	年	年	年	年	由
第6章	167	第6章	167	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度			改元に伴う元号表記の改正

旧

(P168)

事業No. 事業名	5. 中村家住宅保存活用整備事業		
登録主体	添田町		
支援事業名	町単独事業 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討		
事業期間	平成31年度～平成35年度		
事業位置	大字添田		
 <p>図 事業箇所の位置</p> <p>凡例 ■ 重点区域 — 町域 ● 事業位置</p> <p>0 1000 2000 3000m</p>			
事業概要	<p>平成23年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成建物に指定するとともに、保存修理や公開活用を図るための整備を実施する。また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。</p> <p> 中村家住宅の説明イメージ</p> <p> 損傷が進行している中村家住宅</p>		
事業が歴史的風致形成文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等による損傷が進行している。			
与する理由	<p>本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理が図られる。これにより、当面適切な歴史的財産のみが維持されることとともに、来訪者の歴史的興味に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		
<p>168 第5章 歴史的風致形成文化財の整備及び管理に関する事項</p>			

新

(P168)

事業No. 事業名	5. 中村家住宅保存活用整備事業		
登録主体	添田町		
支援事業名	町単独事業 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討		
事業期間	平成31年度～令和5年度		
事業位置	大字添田		
 <p>図 事業箇所の位置</p> <p>凡例 ■ 重点区域 — 町域 ● 事業位置</p> <p>0 1000 2000 3000m</p>			
事業概要	<p>平成23年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成建物に指定するとともに、保存修理や公開活用を図るための整備を実施する。また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。</p> <p> 中村家住宅の説明イメージ</p> <p> 損傷が進行している中村家住宅</p>		
事業が歴史的風致形成文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等による損傷が進行している。			
与する理由	<p>本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理が図られる。これにより、日出道沿いの歴史的町並みが維持されることとともに、来訪者の歴史的興味に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		
<p>168 第5章 歴史的風致形成文化財の整備及び管理に関する事項</p>			

変更後	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	理由
章	ページ	章	ページ	章	ページ	由
第6章	168	第6章	168	平成31年度～平成35年度	平成31年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P169)

事業 No. 事業名	6. 英彦山区域歴史的風致形成建物修理事業	
権利主体	所有者	
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討	
事業期間	平成28年度～平成33年度	
事業位置	大分県宇佐市英彦山	
事業概要	歴史的風致形成建物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建物に指定した建物において、個人（団体）が実施した修理・活用を図るための費用の一括について、助成金を交付し支援する。	
 <span>正賀坊</span>  <span>花山旅館</span>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山区域の歴史的な町並みは、重要文化財の英彦山神宮奉禁殿や鶴島所、既指定有形民俗文化財の財産坊等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、宿坊やかつての旅館等の歴史的建造物により構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいこと等が影響し、適切な修繕がなされていない建造物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれている。本事業の実施により、歴史的建造物所有者の負担軽減が実現され、これらの建造物が継承され、英彦山神宮参道をはじめとする歴史的な町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。	
第5章 歴史的風致形持向上施設の整備及び管理に関する事項 169		

新

(P169)

事業 No. 事業名	6. 英彦山区域歴史的風致形成建物修理事業	
権利主体	所有者	
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討	
事業期間	平成28年度～令和5年度	
事業位置	大分県宇佐市英彦山	
事業概要	歴史的風致形成建物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建物に指定した建物において、個人（団体）が実施した修理・活用を図るための費用の一括について、助成金を交付し支援する。	
 <span>正賀坊</span>  <span>花山旅館</span>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山区域の歴史的な町並みは、重要文化財の英彦山神宮奉禁殿や鶴島所、既指定有形民俗文化財の財産坊等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、宿坊やかつての旅館等の歴史的建造物により構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいこと等が影響し、適切な修繕がなされていない建造物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれている。本事業の実施により、歴史的建造物所有者の負担軽減が実現され、これらの建造物が継承され、英彦山神宮参道をはじめとする歴史的な町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。	
第五章 歴史的風致形持向上施設の整備及び管理に関する事項 169		

変更後	変更前	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	理由
章	ページ	章	ページ	章	ページ	章	ページ
第6章	169	第6章	169	平成28年度～平成35年度	平成28年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正	

旧		新																			
(P170)		(P170)																			
<table border="1"> <tr> <td>事業No.</td><td>7. 間田木町等区域歴史的風致形成建造物修理事業</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td></td></tr> <tr> <td>施設主体</td><td>所有者</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>町単独事業 ・町内合意木造蔵組合交付金（町内みどり環境整備事業）の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成28年度～平成35年度</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>鶴田木町等区域全城</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建造物に指定した建造物において、個人（団体）が実施した修繕・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。</td></tr> <tr> <td colspan="2">  <p>岩崎家住宅</p>  <p>宮崎家住宅</p> </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>鶴田木町等区域の歴史的な町並みは、重要文化財の中島家住宅、町指定文化財の中村家住宅等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、町家等の歴史的建造物に上り構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいため等の影響し、適切な修繕がなされていない建造物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれていて。本事業の実施により、歴史的建造物所有者の負担軽減が図られる。これらの建造物が継承され、日進道をはじめとする歴史的な町並みが継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>170 第6章 歴史的風致形成建造物の整備及び管理に関する事項</p> </td></tr> </table>		事業No.	7. 間田木町等区域歴史的風致形成建造物修理事業	事業名		施設主体	所有者	支援事業名	町単独事業 ・町内合意木造蔵組合交付金（町内みどり環境整備事業）の活用を検討	事業期間	平成28年度～平成35年度	事業位置	鶴田木町等区域全城	事業概要	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建造物に指定した建造物において、個人（団体）が実施した修繕・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。	 <p>岩崎家住宅</p>  <p>宮崎家住宅</p>		事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	鶴田木町等区域の歴史的な町並みは、重要文化財の中島家住宅、町指定文化財の中村家住宅等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、町家等の歴史的建造物に上り構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいため等の影響し、適切な修繕がなされていない建造物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれていて。本事業の実施により、歴史的建造物所有者の負担軽減が図られる。これらの建造物が継承され、日進道をはじめとする歴史的な町並みが継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。	<p>170 第6章 歴史的風致形成建造物の整備及び管理に関する事項</p>	
事業No.	7. 間田木町等区域歴史的風致形成建造物修理事業																				
事業名																					
施設主体	所有者																				
支援事業名	町単独事業 ・町内合意木造蔵組合交付金（町内みどり環境整備事業）の活用を検討																				
事業期間	平成28年度～平成35年度																				
事業位置	鶴田木町等区域全城																				
事業概要	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建造物に指定した建造物において、個人（団体）が実施した修繕・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。																				
 <p>岩崎家住宅</p>  <p>宮崎家住宅</p>																					
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	鶴田木町等区域の歴史的な町並みは、重要文化財の中島家住宅、町指定文化財の中村家住宅等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、町家等の歴史的建造物に上り構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいため等の影響し、適切な修繕がなされていない建造物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれていて。本事業の実施により、歴史的建造物所有者の負担軽減が図られる。これらの建造物が継承され、日進道をはじめとする歴史的な町並みが継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。																				
<p>170 第6章 歴史的風致形成建造物の整備及び管理に関する事項</p>																					

変更後章	ページ	変更前章	ページ	変更前	変更後	変更理由
第6章	170	第6章	170	平成28年度～平成35年度	平成28年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P171)

イ 歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

事業 No.	8. 深田公園整備事業
事業名	
整備主体	庄田町
支援事業名	町田町事業
事業期間	平成34年度～平成35年度
事業位置	大字庄田

図 事業場所の位置

事業概要

若石城が立地していた若石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した深田公園について、散策路の再整備とともに木々蔵庫となっている散策路の整備を行い、快適で安全な歩行空間を整備する。

庄田公園  
老朽化により路面が凸凹になった散策路

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

庄田公園は、若石城が立地していた若石山麓の山谷林泉の美を活かして、明治40年に開園された公園であるが、開園から時間が経ったことにより散策路が老朽化するとともに、散策路が木々蔵庫となっている状況も整備し、来園者が減少している。本事業の実施により、快適で安全な散策路が整備され、歴史を感じ取れる深田公園の歴史的風致が向上し、来園者がより公園散策を楽しめるようになるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。

参考書：歴史的風致維持向上施設の整備及び整備に関する事項 171

(P171)

新

イ 歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

事業 No.	8. 深田公園整備事業
事業名	
整備主体	庄田町
支援事業名	町田町事業
事業期間	令和4年度～令和5年度
事業位置	大字庄田

図 事業場所の位置

事業概要

若石城が立地していた若石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した深田公園について、散策路の再整備とともに木々蔵庫となっている散策路の整備を行い、快適で安全な歩行空間を整備する。

庄田公園  
老朽化により路面が凸凹になった散策路

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

庄田公園は、若石城が立地していた若石山麓の山谷林泉の美を活かして、昭和40年に開園された公園であるが、開園から時間が経ったことにより散策路が老朽化するとともに、散策路が木々蔵庫となっている状況も整備し、来園者が減少している。本事業の実施により、快適で安全な散策路が整備され、歴史を感じ取れる深田公園の歴史的風致が向上し、来園者がより公園散策を楽しめるようになるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。

参考書：歴史的風致維持向上施設の整備及び整備に関する事項 171

変更後	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	理由
章	ページ	章	ページ	年度	年度	由
第6章	171	第6章	171	平成34年度～平成35年度	令和4年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P172)

事業 No. 事業名 整備主体 支援事業名 事業期間 事業位置	9. 外見整修作業整備事業 函南町 町半蔵事業 *半蔵資本整備総合交付金(町なみ環境整備事業)の活用を検討 平成29年度～平成35年度 スロープカー花駅(田英山小学校)
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	スロープカー花駅(田英山小学校校舎)について、周辺整備と調和した材料・色彩で囲う等の修景整備を行う。
 <p>スロープカー花駅</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	参道沿道にあるスロープカー花駅(田英山小学校)は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観上調和が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

172 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

新

(P172)

事業 No. 事業名 整備主体 支援事業名 事業期間 事業位置	9. 公共施設整修整備事業 函南町 町半蔵事業 *半蔵資本整備総合交付金(町なみ環境整備事業)の活用を検討 平成29年度～令和5年度 スロープカー花駅(田英山小学校)
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	スロープカー花駅(田英山小学校校舎)について、周辺整備と調和した材料・色彩で囲う等の修景整備を行う。
 <p>スロープカー花駅</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	参道沿道にあるスロープカー花駅(田英山小学校)は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観上調和が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

172 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

変更後 章	ページ	変更前 章	ページ	変更前	変更後	変更理由
第6章	172	第6章	172	平成29年度～平成35年度	平成29年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P174)

事業No. 事業名	II. 英彦山神宮参道復旧整備事業
整備主体	赤川町
支援事業名	町内既存施設 ＊社団法人奈良県総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成35年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮御馬場～英彦山神宮参道）
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	河原英彦山線である英彦山神宮参道について、歴史的景観を保有する水道パイプの地 中化。歴史的景観を尊重した色彩・デザインを用いた消防設備に替えを予定する。 また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ船頭取り換えるを行う。
  <p>歴史的景観を阻害している水道パイプ 歴史的景観に調和していない色彩の消防設備</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山神宮参道は、水道パイプ等の施設を迂回する要素があることで、歴史的風致が 損なわれている。 本事業の実施により、景観阻害要素の改善が図られ、歴史的景観が保存されることで 歴史的風致の維持向上に寄与する。
<p>174 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p>	

新

(P174)

事業No. 事業名	II. 英彦山神宮参道復旧整備事業
整備主体	赤川町
支援事業名	町内既存施設 ＊社団法人奈良県総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～令和5年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮御馬場～英彦山神宮参道）
 <p>図 事業箇所の位置</p>	
事業概要	河原英彦山線である英彦山神宮参道について、歴史的景観を保有する水道パイプの地 中化。歴史的景観を尊重した色彩・デザインを用いた消防設備に替えを予定する。 また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ船頭取り換えるを行う。
  <p>歴史的景観を阻害している水道パイプ 歴史的景観に調和していない色彩の消防設備</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山神宮参道は、水道パイプ等の施設を迂回する要素があることで、歴史的風致が 損なわれている。 本事業の実施により、景観阻害要素の改善が図られ、歴史的景観が保存されることで 歴史的風致の維持向上に寄与する。
<p>174 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p>	

変更後	変更前	変更前	変更後	変更理由		
章	ページ	章	ページ			
第6章	174	第6章	174	平成29年度～平成35年度	平成29年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P176)

事業 No. 事業名	13. 室内板等デザイン方針策定期事業
整備主体	浜田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成26年度
事業位置	町全般
事業概要	町が既存柱等をデザインのアサインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、室内板等のアサイン方針を策定期する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や室内板、説明サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風致を保護している。 本事業の実施により、今後策定期の室内板や説明サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風致を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業 No. 事業名	14. 室内板等整備事業
整備主体	浜田町
支援事業名	町内板等整備事業
事業期間	平成27年度～平成35年度
事業位置	重点区域全般
事業概要	既存内建造物等の資源に設置されている室内板や説明サインのうち、既存劣化等によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の風致がなされていない。 本事業の実施により、説明板や説明サイン等が設置され、町内外問わざ多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	既存内建造物等の説明板や室内板、説明サイン等の公共サイン等は、既存劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の風致がなされていない。 本事業の実施により、説明板や説明サイン等が設置され、町内外問わざ多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

176 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

新

(P176)

事業 No. 事業名	13. 室内板等デザイン方針策定期事業
整備主体	浜田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成26年度
事業位置	町全般
事業概要	町が表現設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、室内板等のアサイン方針を策定期する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や室内板、説明サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風致を保護している。 本事業の実施により、今後設置される室内板や説明サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風致を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業 No. 事業名	14. 室内板等整備事業
整備主体	浜田町
支援事業名	町内板等整備事業
事業期間	平成27年度～令和5年度
事業位置	重点区域全般
事業概要	歴史的建造物等の資源に設置されている室内板や説明サインのうち、既存劣化等によりその機能を発揮できていない物を除去するとともに、既存の資源も含めてデザイン方針に基づいた室内板等を設置する。併せて、交通結節点等に総合案内板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物等の説明板や室内板、説明サイン等の公共サイン等は、既存劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の風致がなされていない。 本事業の実施により、説明板や説明サイン等が設置され、町内外問わざ多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

176 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

変更後	変更前	変更	理由
章	ページ	章	ページ
第6章	176	第6章	176
	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧		新																															
(P177)		(P177)																															
<table border="1"> <tr> <td>事業No.</td><td>15. 滋田本町・岩石山・滋田公園周辺マップ作製事業</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td></td></tr> <tr> <td>登録主体</td><td>滋田町</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>町平成事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なりみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成27年度</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>滋田本町等区域区域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>岩石城跡の遺跡、その城下町として整備された滋田本町の中心を成した町割りにある中島家住宅（重要文化財）や中村家住宅（町指定文化財）、滋田公園を一つの周遊路とて走る。一的な文化財・観光地巡りができるようガイドブックと観光マップを作製する。</td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>岩石城跡は、老若男女問わず比較的の暮りやすい岩石山の山頂に立地する史跡である。また、岩石城跡の遺跡や城下町として整備された滋田本町に立地する中島家住宅や中村家住宅の存在をはじめ、滋田本町等の形成に大きく寄与した背景の経緯はほとんど知られておらず、その情報を詳しく発信する媒体は現存しない。本事業の実施により、滋田公園とともに岩石山や中島家住宅、中村家住宅等を普及啓発する情報が発信されるとともに、周遊路としての一体感が創出され、町内外問わず多くの人に認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> <tr> <td>事業No.</td><td>16. 舞及啓発イベント事業</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td></td></tr> <tr> <td>登録主体</td><td>滋田町</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>町平成事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なりみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成26年度～平成35年度</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>町全境</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>本町に立地する歴史文化施設を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の理由のため、歓楽会や講演会等の舞及啓発のためのイベントを開催する。</td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>本町に立地する歴史文化施設は、町外の方のみならず町外の認識も持つていて、本事業の実施により、町民のみならず町外の方の歴史的風致の認識が向上すること歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>		事業No.	15. 滋田本町・岩石山・滋田公園周辺マップ作製事業	事業名		登録主体	滋田町	支援事業名	町平成事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なりみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討	事業期間	平成27年度	事業位置	滋田本町等区域区域	事業概要	岩石城跡の遺跡、その城下町として整備された滋田本町の中心を成した町割りにある中島家住宅（重要文化財）や中村家住宅（町指定文化財）、滋田公園を一つの周遊路とて走る。一的な文化財・観光地巡りができるようガイドブックと観光マップを作製する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	岩石城跡は、老若男女問わず比較的の暮りやすい岩石山の山頂に立地する史跡である。また、岩石城跡の遺跡や城下町として整備された滋田本町に立地する中島家住宅や中村家住宅の存在をはじめ、滋田本町等の形成に大きく寄与した背景の経緯はほとんど知られておらず、その情報を詳しく発信する媒体は現存しない。本事業の実施により、滋田公園とともに岩石山や中島家住宅、中村家住宅等を普及啓発する情報が発信されるとともに、周遊路としての一体感が創出され、町内外問わず多くの人に認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業No.	16. 舞及啓発イベント事業	事業名		登録主体	滋田町	支援事業名	町平成事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なりみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討	事業期間	平成26年度～平成35年度	事業位置	町全境	事業概要	本町に立地する歴史文化施設を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の理由のため、歓楽会や講演会等の舞及啓発のためのイベントを開催する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町に立地する歴史文化施設は、町外の方のみならず町外の認識も持つていて、本事業の実施により、町民のみならず町外の方の歴史的風致の認識が向上すること歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業No.	15. 滋田本町・岩石山・滋田公園周辺マップ作製事業																																
事業名																																	
登録主体	滋田町																																
支援事業名	町平成事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なりみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討																																
事業期間	平成27年度																																
事業位置	滋田本町等区域区域																																
事業概要	岩石城跡の遺跡、その城下町として整備された滋田本町の中心を成した町割りにある中島家住宅（重要文化財）や中村家住宅（町指定文化財）、滋田公園を一つの周遊路とて走る。一的な文化財・観光地巡りができるようガイドブックと観光マップを作製する。																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	岩石城跡は、老若男女問わず比較的の暮りやすい岩石山の山頂に立地する史跡である。また、岩石城跡の遺跡や城下町として整備された滋田本町に立地する中島家住宅や中村家住宅の存在をはじめ、滋田本町等の形成に大きく寄与した背景の経緯はほとんど知られておらず、その情報を詳しく発信する媒体は現存しない。本事業の実施により、滋田公園とともに岩石山や中島家住宅、中村家住宅等を普及啓発する情報が発信されるとともに、周遊路としての一体感が創出され、町内外問わず多くの人に認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。																																
事業No.	16. 舞及啓発イベント事業																																
事業名																																	
登録主体	滋田町																																
支援事業名	町平成事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なりみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討																																
事業期間	平成26年度～平成35年度																																
事業位置	町全境																																
事業概要	本町に立地する歴史文化施設を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の理由のため、歓楽会や講演会等の舞及啓発のためのイベントを開催する。																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町に立地する歴史文化施設は、町外の方のみならず町外の認識も持つていて、本事業の実施により、町民のみならず町外の方の歴史的風致の認識が向上すること歴史的風致の維持向上に寄与する。																																
<p>第6章 憲法的根柢概念と上位法の整理及び整理に関する事項 177</p>		<p>第6章 歴史的風致維持向上計画の整備及び啓発に関する事項 177</p>																															

変更後	変更前	変更前	変更後	変更理由
章	ページ	章	ページ	
第6章	177	第6章	177	平成26年度～平成35年度
				平成26年度～令和5年度
				改元に伴う元号表記の改正

旧

(P178)

事業No.	17.歴史的古文書保存活用事業		
事業名	浜田町		
整備主体	浜田町		
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備組合交付金(街まち環境整備事業の効果促進事業)の活用を検討		
事業期間	平成28年度～平成35年度		
事業位置	町全域		
事業概要	文化財に指定されていない古文書等の文化財について、現地に移動するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。		
 経年劣化による損傷が進行している古地図			
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町には、文化財として指定されていない古文書等が多数存在するものの、経年劣化による損傷が進行している。特に、町が保有している明治初期に作成された『大絵図』は、地租改定前の字町であり、歴史的価値と古来の町割りを表したものとして、町が持っている各施策にも活用されているものの、経年劣化と難度とない活用により、損傷が激しく、虫食い状態が見られる。 本事業の実施により、古文書等が保存修復されるとともに、データ化により今後のまちづくりに活用が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。		

178 第6章 歴史的風致の維持向上施策の整備及び管理に関する事項

新

(P178)

事業No.	17.歴史的古文書保存活用事業		
事業名	浜田町		
整備主体	浜田町		
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備組合交付金(街まち環境整備事業の効果促進事業)の活用を検討		
事業期間	平成28年度～令和5年度		
事業位置	町全域		
事業概要	文化財に指定されていない古文書等の文化財について、現地に移動するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。		
 経年劣化による損傷が進行している古地図			
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町には、文化財として指定されていない古文書等が多数存在するものの、経年劣化による損傷が進行している。特に、町が保有している明治初期に作成された『大絵図』は、地租改定前の字町であり、歴史的価値と古来の町割りを表したものとして、町が持っている各施策にも活用されているものの、経年劣化と難度とない活用により、損傷が激しく、虫食い状態が見られる。 本事業の実施により、古文書等が保存修復されるとともに、データ化により今後のまちづくりに活用が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。		

178 第6章 歴史的風致の維持向上施策の整備及び管理に関する事項

変更後	変更前	変更前	変更後	変更理由
章	ページ	章	ページ	由
第6章	178	第6章	178	平成28年度～35年度
				平成28年度～令和5年度
				改元に伴う元号表記の改正

旧

(P179)

## 工歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業

事業No.	18. 民俗芸能文化財等伝承事業
事業名	伝統舞
登録主体	西田町
支援事業名	西田町民芸能 *社会資本整備合交付金（街なり機能強化事業の公募候補事業）の活用を経て
事業期間	平成26年度～平成35年度
事業位置	町立城
事業概要	神楽祭等の祭礼や神面等の伝統芸能を行っている活動団体に対して、活動の振舞や後継者育成に資する活動経費の一括について、助成金を交付し支援する。
	
事業が歴史的風貌の伝承に寄与する理由	祭礼や伝統芸能は、少子高齢化等の影響による担い手不足や、地域住民や活動団体の意識が大きいため、後継者育成も流れていかない。
事業が歴史的風貌の維持向上に寄与する理由	本事業の実施により、祭礼や伝統芸能に参加する住民や団体の負担軽減を図ることとともに、後継者育成が図られ、活動が継承されることで歴史的風貌の維持向上に寄与する。

## 事業No. 19. まちづくり団体設立支援事業

事業No.	19. まちづくり団体設立支援事業
事業名	
登録主体	西田町
支援事業名	西田町民芸能 *社会資本整備合交付金（街なり機能強化事業の公募候補事業）の活用を経て
事業期間	平成26年度～平成35年度
事業位置	町立城
事業概要	本町立城である西田町城及び西田町町役場において、歴史文化遺産の復元・西田町に係る立派な振舞・まちづくり団体の設立を支援する。
事業が歴史的風貌の伝承に寄与する理由	町立城跡の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する上では、行政の取組みだけではなく、地域住民等との協働による取り組みが必要不可欠である。
事業が歴史的風貌の維持向上に寄与する理由	本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が設立され、歴史文化遺産の保存・活用に係る活動が継続されることで歴史的風貌の維持向上に寄与する。

第6章 改定の相談対応上施設の整備及び質問に関する事項 179

新

(P179)

## 工歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業

事業No.	18. 民俗芸能文化財等伝承事業
事業名	
登録主体	西田町
支援事業名	町甲組事業 *社会資本整備合交付金（街なり機能強化事業の公募候補事業）の活用を経て
事業期間	平成26年度～令和5年度
事業位置	町立城
事業概要	神楽祭等の祭礼や神面等の伝統芸能を行っている活動団体に対して、活動の振舞や後継者育成に資する活動経費の一括について、助成金を交付し支援する。
事業が歴史的風貌の伝承に寄与する理由	祭礼や伝統芸能は、少子高齢化等の影響による担い手不足や、地域住民や活動団体の意識が大きいため、後継者育成も流れていかない。
事業が歴史的風貌の維持向上に寄与する理由	本事業の実施により、祭礼や伝統芸能に参加する住民や団体の負担軽減を図ることとともに、後継者育成が図られ、活動が継承されることで歴史的風貌の維持向上に寄与する。

## 事業No. 19. まちづくり団体設立支援事業

事業No.	19. まちづくり団体設立支援事業
事業名	
登録主体	西田町
支援事業名	町甲組事業 *社会資本整備合交付金（街なり機能強化事業の公募候補事業）の活用を経て
事業期間	平成26年度～令和5年度
事業位置	町立城
事業概要	重宝立城である西田町城及び西田町町役場において、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の設立を支援する。
事業が歴史的風貌の伝承に寄与する理由	重宝立城跡の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する上では、行政の取組みだけではなく、地域住民等との協働による取組みが必要不可欠である。
事業が歴史的風貌の維持向上に寄与する理由	本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が設立され、歴史文化遺産の保存・活用に係る活動が継続されることで歴史的風貌の維持向上に寄与する。

第6章 改定の相談対応上施設の整備及び質問に関する事項 179

変更前	変更後	変更前	変更後	理由
章	ページ	章	ページ	
第6章	179	第6章	179	平成27年度～平成35年度
				平成27年度～令和5年度
第6章	179	第6章	179	平成26年度～平成35年度
				平成26年度～令和5年度

旧	新																																																								
<p>(P180)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業No. 事業名</td><td>20. まちづくり圏体育成支援事業</td></tr> <tr> <td>登録主体</td><td>尾山町</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成27年度～平成28年度</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>町全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>本町に点在する歴史文化遺産を保護・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。</td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためにには、行政の取組みだけでなく、町内住民や活動団体の協力による組織・運営が不可欠である。 本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が活動することにより、町民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史文化遺産の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業No. 事業名</td><td>21. 現象・生態に対する意識向上推進事業</td></tr> <tr> <td>登録主体</td><td>尾山町</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成27年度～平成28年度</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>町全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>児童への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、尾山町の歴史や歴史文化に附する授業に取組むため。学年別で評議を作成することとともに、授業への児童貢献の意識・文化財の尾山見学等の本町の歴史文化への意識向上に寄する取組みを実施する。</td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>町内に点在する歴史文化遺産は、町民の認識・評議が低下し、祭礼等への参加意欲も徐々に低下しております。伝承者や活動の担い手がいなくなることによる歴史が伝承されない事態の実施により、勢いこころから文化財見学が向上し、児童への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された伝承者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業No. 事業名	20. まちづくり圏体育成支援事業	登録主体	尾山町	支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討	事業期間	平成27年度～平成28年度	事業位置	町全域	事業概要	本町に点在する歴史文化遺産を保護・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためにには、行政の取組みだけでなく、町内住民や活動団体の協力による組織・運営が不可欠である。 本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が活動することにより、町民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史文化遺産の維持向上に寄与する。	事業No. 事業名	21. 現象・生態に対する意識向上推進事業	登録主体	尾山町	支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討	事業期間	平成27年度～平成28年度	事業位置	町全域	事業概要	児童への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、尾山町の歴史や歴史文化に附する授業に取組むため。学年別で評議を作成することとともに、授業への児童貢献の意識・文化財の尾山見学等の本町の歴史文化への意識向上に寄する取組みを実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産は、町民の認識・評議が低下し、祭礼等への参加意欲も徐々に低下しております。伝承者や活動の担い手がいなくなることによる歴史が伝承されない事態の実施により、勢いこころから文化財見学が向上し、児童への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された伝承者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。	<p>(P180)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業No. 事業名</td><td>20. まちづくり圏体育成支援事業</td></tr> <tr> <td>登録主体</td><td>尾山町</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成27年度～平成28年度</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>町全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>本町に点在する歴史文化遺産の保存・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。</td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためにには、行政の取組みだけでなく、町内住民や活動団体の協力による組織・運営が必要不可欠である。 本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が活動することにより、住民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業No. 事業名</td><td>21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業</td></tr> <tr> <td>登録主体</td><td>尾山町</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成27年度～平成28年度</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>町全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>伝統への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、尾山町の歴史や歴史文化に関する授業に取組むため。学年別で評議を作成することとともに、授業への児童貢献の意識・文化財の尾山見学等の本町の歴史文化への意識向上に寄する取組みを実施する。</td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>町内に点在する歴史文化遺産は、町民の認識・評議が低下し、祭礼等への参加意欲も徐々に低下しております。伝承者や活動の担い手がいなくなることによる歴史が伝承されない事態の実施により、勢いこころから文化財見学が向上し、児童への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された伝承者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業No. 事業名	20. まちづくり圏体育成支援事業	登録主体	尾山町	支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討	事業期間	平成27年度～平成28年度	事業位置	町全域	事業概要	本町に点在する歴史文化遺産の保存・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためにには、行政の取組みだけでなく、町内住民や活動団体の協力による組織・運営が必要不可欠である。 本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が活動することにより、住民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業No. 事業名	21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業	登録主体	尾山町	支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討	事業期間	平成27年度～平成28年度	事業位置	町全域	事業概要	伝統への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、尾山町の歴史や歴史文化に関する授業に取組むため。学年別で評議を作成することとともに、授業への児童貢献の意識・文化財の尾山見学等の本町の歴史文化への意識向上に寄する取組みを実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産は、町民の認識・評議が低下し、祭礼等への参加意欲も徐々に低下しております。伝承者や活動の担い手がいなくなることによる歴史が伝承されない事態の実施により、勢いこころから文化財見学が向上し、児童への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された伝承者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業No. 事業名	20. まちづくり圏体育成支援事業																																																								
登録主体	尾山町																																																								
支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討																																																								
事業期間	平成27年度～平成28年度																																																								
事業位置	町全域																																																								
事業概要	本町に点在する歴史文化遺産を保護・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためにには、行政の取組みだけでなく、町内住民や活動団体の協力による組織・運営が不可欠である。 本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が活動することにより、町民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史文化遺産の維持向上に寄与する。																																																								
事業No. 事業名	21. 現象・生態に対する意識向上推進事業																																																								
登録主体	尾山町																																																								
支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討																																																								
事業期間	平成27年度～平成28年度																																																								
事業位置	町全域																																																								
事業概要	児童への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、尾山町の歴史や歴史文化に附する授業に取組むため。学年別で評議を作成することとともに、授業への児童貢献の意識・文化財の尾山見学等の本町の歴史文化への意識向上に寄する取組みを実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産は、町民の認識・評議が低下し、祭礼等への参加意欲も徐々に低下しております。伝承者や活動の担い手がいなくなることによる歴史が伝承されない事態の実施により、勢いこころから文化財見学が向上し、児童への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された伝承者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業No. 事業名	20. まちづくり圏体育成支援事業																																																								
登録主体	尾山町																																																								
支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討																																																								
事業期間	平成27年度～平成28年度																																																								
事業位置	町全域																																																								
事業概要	本町に点在する歴史文化遺産の保存・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためにには、行政の取組みだけでなく、町内住民や活動団体の協力による組織・運営が必要不可欠である。 本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が活動することにより、住民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業No. 事業名	21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業																																																								
登録主体	尾山町																																																								
支援事業名	*社会貢本整備総合交付金（街なり環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討																																																								
事業期間	平成27年度～平成28年度																																																								
事業位置	町全域																																																								
事業概要	伝統への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、尾山町の歴史や歴史文化に関する授業に取組むため。学年別で評議を作成することとともに、授業への児童貢献の意識・文化財の尾山見学等の本町の歴史文化への意識向上に寄する取組みを実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に点在する歴史文化遺産は、町民の認識・評議が低下し、祭礼等への参加意欲も徐々に低下しております。伝承者や活動の担い手がいなくなることによる歴史が伝承されない事態の実施により、勢いこころから文化財見学が向上し、児童への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された伝承者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
<p>180 第5章 歴史的風致維持向上団体の運営に関する事項</p>	<p>180 第5章 歴史的風致維持向上団体の運営及び管理に関する事項</p>																																																								

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第6章 180	第6章 180	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正
第6章 180	第6章 180	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度	

旧

(P184)

## 3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

名称	写真	所在地	所有者	その他
1 田代家住宅		諏訪市	個人	
2 田崎家住宅		諏訪市	個人	
3 田舎町		諏訪市	個人	
4 田代家住宅		諏訪市	個人	
5 正音堂		美濃山	個人	
6 鹿理洋		美濃山	個人	

184 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

新

(P184)

## 3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

名称	写真	所在地	所有者	その他
1 田代家住宅		諏訪市	個人	
2 田崎家住宅		諏訪市	個人	
3 田舎町		諏訪市	個人	
4 中村家住宅		諏訪市	個人	
5 正音堂		美濃山	個人	
6 鹿理洋		美濃山	個人	

184 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

変更後章	変更前章	変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第7章	184	第7章	184	(4 中村家住宅「その他」欄) 町指定文化財	町指定文化財 歴史的風致形成建造物 (平成31年3月27日指定) 指定番号: 2	歴史的風致形成建造物の指定に伴う指定年月日等の追記

旧

(P186)

名稱	写真	所在地	所有者	その他の
11 了乗坊		筑波山	個人	
12 富士屋旅館		筑波山	個人	
13 通母寺		筑波山	個人	
14 板舟		筑波山	所有法人 共栄苑有限公司 文化財	
15 通母山神宮下宮		筑波山	所有法人	
16 通母山神宮下宮		筑波山	所有法人	
17 通母山神宮上宮		筑波山	所有法人	
18 通母山神宮参道 (町道1号)		筑波山	単位町	
186 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項				

(P186)

名稱	写真	所在地	所有者	その他の
11 了乗坊		筑波山	個人	
12 富士屋旅館		筑波山	個人	
13 通母寺		筑波山	個人	
14 板舟		筑波山	所有法人 共栄苑有限公司 文化財	
15 通母山神宮上宮		筑波山	所有法人	
16 通母山神宮下宮		筑波山	所有法人	
17 通母山神宮参道 (町道1号)		筑波山	単位町	
186 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項				

変更後ページ	変更前ページ	変更前	変更後	変更理由
第7章 186	第7章 186	(20 英彦山神宮参道「その他」欄) (空欄)	歴史的風致形成建造物 (平成31年3月27日指定) 指定番号: 1	歴史的風致形成建造物の指定に伴う指定年月日等の追記

旧				新			
(P184)				(P184)			

変 章 後 ページ	更 章 前 ページ	変 更 前 ページ	更 前 ページ	前	変 更 前 ページ	後 変 更 前 ページ	理 由
奥付	184	奥付	184	発行日 平成26年5月 変更日 平成27年3月	平成26年5月 平成27年3月 (2版) 平成31年3月 (3版) 令和3年3月 (4版)	改訂履歴の記載	